

ロンドン学務委員会と英語綴字改革運動 — 王立調査委員会設置の請願 (1878) をめぐって —

山口 美知代

はじめに

第1節 綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願 (1878)

請願書の提出 / ロンドン学務委員会 / 綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書 / 請願書作成までの経緯 / ロンドン学務委員会の決議の背景 / 地方学務委員会の反応 / ロンドン学務委員会内の議論 / 公教育の責任強調と具体案検討抑制

第2節 『読み方教授法報告書』(1878) と綴字改革運動

『読み方教授法報告書』作成の時期 / 『読み方教授法報告書』作成メンバーと綴字改革特別委員会 / 『読み方教授法報告書』の構成 / 『読み方教授法報告書』の内容 / 『読み方教授法報告書』と綴字改革運動 / 綴字改革運動と出来高払い制度

第3節 ロンドン学務委員会の綴字改革運動を支持した人々

綴字改革公開会議の「主催者」たち / 結びに変えて

はじめに

本稿では、1878年1月18日にロンドン学務委員会 (London School Board, School Board for London) が枢密院教育委員会 (Committee of Privy Council on Education) に提出した綴字改革に関する王立調査委員会 (Royal Commission) 設置の請願書を分析の主たる対象に据えて、1870年代におけるイギリスの英語綴字改革運動の一翼が、公的初等教育普及のための地方教育行政機関であった学務委員会によって担われていた状況と背景を明らかにする。

筆者はこれまで、19世紀後半から20世紀半ばまでのイギリスにおける英語綴字改革運動を、社会的・言語文化的背景と関連付けながら論じてきた。もっとも「綴字改革運動」とはいうものの、英語の綴字は18世紀にはほぼ現在の形へと落ち着き、既に慣用となっていた綴字は1755年に出版されたサミュエル・ジョンソンの『英語辞典』によってさらに固定されている。それ以降も現在に至るまで、アメリカ英語で行われた若干の綴字変更をのぞいては、英語綴字に大きな変化はない。しかし、綴字改革の必要性を唱えて自ら改良案を提唱し普及を試みる人々は絶えるこ

とがなく、特に19世紀後半から20世紀初めにかけての世紀転換期には、さまざまな個人や組織・団体がこの問題に取り組んでいたのである。

綴字改革運動史についての研究は、従来、個々の綴字改革案における音素と書記素の対応関係を分析するアプローチが中心であったが、筆者の目的はむしろ、誰が、なぜ、どのように綴字改革運動を行ったかという点の解明、およびその運動の社会的・言語文化的意味の解明にある。この観点から山口（2004）では、19世紀後半、特に1870年代、1880年代のイギリスの綴字改革運動を担ったのが主に基礎教育に関わる人々と言語学・音声学に携わる人々であったことを指摘し、特に後者について、1881年に言語学会（Philological Society）が発表した「英語綴字の部分的修正」案（*Partial Corections of English Spellings Aproovd of by the Philological Society*）を取り上げて論じた。そのときに、もう一方の基礎教育に関わる人々の綴字改革については、十分に取り上げることができなかつたので、本稿で改めて論じるものである。なお、山口（2002, 2005）で論じた1960年代から1970年代の「初期指導用アルファベット」（initial teaching alphabet）導入実験は、本稿で扱うロンドン学務委員会の綴字改革運動が、最終的には百年近く経ってからかなり形を変えながらも実現されたことを示している。

綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願という形をとって展開されたロンドン学務委員会の綴字改革運動の詳細については、これまで、ほとんど明らかにされてこなかった。本稿の作業の中心は、『ロンドン学務委員会議事録』（*Minutes of the School Board for London*, ロンドン・メトロポリタン・アーカイヴ所蔵, *Minutes*と略）および『読み方教授法報告書』（*Report on the Methods of Teaching Reading*, 1878年, 同アーカイヴ所蔵）を中心とするロンドン学務委員会関連の資料と、『フォネティック・ジャーナル』（*Phonetic Journal*, バース大学ピットマン・アーカイヴ所蔵）、『スクールボード・クロニクル』（*School Board Chronicle*, 大英図書館所蔵）等の定期刊行物、ならびに『綴字改革公開会議報告書』（*Report on the Conference and Public Meeting Held at the Rooms of the Society of Arts*, 1877年, オックスフォード大学ボードリアン図書館所蔵）他の1870年代の綴字改革支持者が発行したパンフレット類を主な資料として、ロンドン学務委員会が取り組んだ綴字改革運動の具体的な経過と背景を記述することにある。

第1節 綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願（1878）

1.1 請願書の提出

1878年1月19日の『タイムズ』紙はニュース欄、社説、読者投稿欄を使って、「綴字改革」の問題を取り上げた。表音式綴字の導入を進める綴字改革運動に対しては一貫して懐疑的、批判的な姿勢を取ってきた『タイムズ』はこの日もその姿勢を崩してはいない。

社説は、冒頭から規範的な言語観を提示して、「きちんと綴れるということは、従来、教育をうけた人間であることを表す印のひとつであると考えられてきた。綴字法の習得が大して難しいことは、それが非常に多くの人によって獲得されていることが証明しており、また、多くの

人は、綴字が苦手だと認めることは<h>の発音に自信がないと認めるのと同じよう[に恥ずかしいこと]だと考えるであろう」と述べる (*Times*, January 19, 1878)。内容は、綴字改革論者つまり「表音式綴字体系と呼ばれるものの確立に異常なまでに固執することに身を捧げてきた社会の一派」への徹底的な批判であった。

「度し難い頑迷さだと言われるかもしれないが——[綴字改革論者でありオックスフォード大学の比較言語学者]マックス・ミュラー教授ならそう言うであろうが——我々は確立された伝統的な綴字体系のほうを好んでいるのだと認めよう。どのみち将来も大して本を読まないであろう小さな子供たちが、読み方を少しばかり習うときに、習得がずっと容易になるように[綴字改革を行い]、そのために今ある全ての英語の本が読めなくなってしまうような事態は、我々は望んでいないのである。我々は現在存在している綴字体系を、不完全であるからといって、まだ作られてもいない体系のために手放してしまうことなど望まないのである」と社説は述べる。そしてさらに「どれほど切迫していようとも基礎教育上の必要性に迫られて、我々の気高い言語を遅かれ早かれ音声学者のいう綴り方へと強制的に書き換えなければならないと、我々が思うようになるのはまだまだ先のことである」と続けるのであった。

このように『タイムズ』の社説が、表音式綴字への改革を厳しく牽制し、「どのみち将来も大して本を読まないであろう小さな子供たち」のための「基礎教育上の必要性」が理由で綴字改革が行われることに、真正面から対抗する論を立てていたのには、極めて具体的な理由があった。この日の前日、1878年1月18日の午後、ロンドン学務委員会やリヴァプール学務委員会他の基礎教育関係者が中心となって代理人団を結成し、枢密院議長を訪れ、基礎学校での読み書き教育を容易にすることを目的とした綴字改革や綴字簡略化について、王立調査委員会を任命して公的に調査してほしいという請願書を提出したのである。

同じ日の『タイムズ』ニュース欄の記事によると、請願提出時には基礎教育関係者以外にも、リヴァプール選出の下院議員ウィリアム・ラスボーン (William Rathbone, 1819-1902) やウェールズ南東部のマーサー・ティドヴィル選出の下院議員ヘンリー・リチャード (Henry Richard, 1812-1888) など7人の国会議員も足を運び、また言語学者も、リチャード・モリス (Richard Morris, 1833-94) やアレグザンダー・ジョン・エリス (Alexander John Ellis, 1814-90) など言語学会主要メンバーを初めとして多数同席していた。

請願書提出に当たっては、まず初めに、ロンドン学務委員会の議長チャールズ・リード (Charles Reed, 1819-1881) が、請願提出に至った経緯を説明し、続いて同じくロンドン学務委員会のジョン・ホール・グラッドストーン (John Hall Gladstone, 1827-1902) が基礎教育効率化の観点から、綴字改革の必要性を述べ、ジョゼフ・アングス (Joseph Angus, 1816-1902) は、こうした基礎教育効率化が政府にとって切実な問題となっていることを説いた。また、言語学の立場からはリチャード・モリスが口火を切り、続いてアレグザンダー・エリスが、綴字改革支持の代表的言語学者として名高いオックスフォード大学比較言語学教授マックス・ミュラー (Friedrich Max Müller, 1823-1900) から言付かってきた手紙を読み上げた。下院議員ヘンリー・リチャード

が、英語を学ぶウェールズの人々にとっても英語綴字改革が望ましいことを訴えた後、W. アーサー (W. Arthur) や音声学者ティトー・パグリアルディニ (Tito Pagliardini, 1817-1895) も意見を述べ、合計 8 人がそれぞれ綴字改革を望む理由を訴えたのである。

枢密院副議長サンドン卿は途中で退席しなければならなかったが、枢密院議長リッチモンド公爵は、代理人団の訴えに耳を傾けたあと、今日提議されたことが国民の教育に影響を与える問題であり、非常に重要な問題であるということについては、皆意見が一致していると述べた。そして、自分個人の見解を述べることはできないが、枢密院教育委員会に対して、今日はっきりと表明された意見をきちんと伝えようと約束したのである。

とはいうものの結果的には、この日提出された請願書の目的、つまり、綴字改革に関する王立調査委員会の任命という目的が達成されることはなかった。この件に関して枢密院教育委員会が何か調査をするということもなければ、請願書の内容についてロンドン学務委員会に何か詳しく問い合わせがあるということもなかったのである。『タイムズ』の社説の危惧は（書き手の期待通り）杞憂に終わった。「現在存在している綴字体系」を「まだ作られてもいない体系のために手放すこと」になる恐れなど皆無だった。

ただこのときの請願は王立調査委員会任命としては結実しなかったものの、19世紀の英語綴字改革運動の歴史のなかにおいては大きな意味を持つことになった。というのも、次の2点においてその後の綴字改革運動に大きな影響を与えることになったからである。第一に、非常に直接的な結果として、請願運動のために組織されたネットワークを母体として、翌1879年には「英語綴字改革協会」(English Spelling Reform Association) が結成された。ロンドン学務委員会の綴字改革運動の中心となっていたジョン・ホール・グラッドストンの自宅で開かれていた会合を元に、英語綴字改革協会が結成されていったと『オックスフォード国民伝記事典』(*Oxford Dictionary of National Biography*) のグラッドストンの項は記している。

第二の影響は、ロンドン学務委員会という地方教育行政機関つまり公的機関が中心になって綴字改革運動を行ったことで、綴字改革運動がより社会的な広がりを見せるようになり、それと同時に「公権力の承認を得て公的初等教育のなかに綴字改革を導入する」という運動の方向性が明確に打ち出されることにもなったという点である。先に「はじめに」でも述べたように、20世紀後半にジェームズ・ピットマン (James Pitman, 1901-1985) が文部大臣から精神的支持を取り付けた後に「初期指導用アルファベット」を使った大規模な実験に乗り出したときにも、この方針はまだ生きていた。

このようにイギリスにおける綴字改革運動史上ひとつの節目となったロンドン学務委員会の王立調査委員会設置の請願運動であるが、この運動について詳しく扱った文献は少ない。綴字改革論者アイザック・ピットマン (Isaac Pitman, 1813-1897) の伝記 (Baker 1980, pp.213-217) や、1960年代の「初期指導用アルファベット」導入実験時にマンチェスター近郊のオールダム (Oldham) で実験を指揮したモーリス・ハリソン (Maurice Harrison) が報告書 (Harrison 1964, pp.48-50) のなかでこの請願運動をある程度詳しく取り上げているくらいである。なおこれらの

書物は、綴字改革を積極的に促進する立場から書かれていることを考慮したうえで読む必要があり、また後で本稿1.4.2で具体例を挙げるように、細部について不十分なところがあることも指摘しておかなくてはならない。

綴字改革運動推進の目的を離れた中立的な研究においては、英語圏においても日本においても、綴字改革史研究の立場からも学務委員会研究の立場からも、ロンドン学務委員会の綴字改革運動は全く取り上げられていないか、取り上げられるとしても簡単に言及されるだけであるのが実情である。その理由はおそらく次のように説明できるであろう。

綴字改革研究は、英語学からのアプローチではBourcier (1978), Carney (1994) などに見られるように具体的な綴字改革案の音声学的、音韻論的妥当性の分析が中心である。ところが、ロンドン学務委員会の綴字改革運動は後で述べるように、具体的な案の検討はせずに、綴字改革が基礎教育にとって必要であることを公的調査の結果として証明することを目標として、進められていたのである。ロンドン学務委員会の綴字改革運動では具体案が出されなかったのであるから、音素と書記素の対応関係の分析が中心となる綴字改革の研究のなかでこの運動が注目されてこなかったのも至極当然と言えよう。

一方で、ロンドン学務委員会の研究において、1870年代後半の綴字改革運動がほとんど取り上げられておらず、多くの場合はおそらくその存在もあまり意識されていないようであるのは、綴字改革運動が比較的短期のものであり、また、具体的な結果、つまり実際の綴字の改革に結びつかなかったからであろう。後で述べるように、実際にはロンドン学務委員会の綴字改革運動は、読み書き教育（特に、読み方教育）の効率化を図る手段として構想されていた。そして、だからこそ学務委員会内で構想された綴字改革を分析することは同時代の基礎学校のあり方にも関わる議論になり得るのだが、そのようには捉えられてこなかったようである。

なおこれは最近の研究に限ったことではなく、ロンドン学務委員会の廃止が決まったあとで、その活動の総決算として書かれた『ロンドン学務委員会最終報告書 1870-1904』(Final Report of the School Board for London, 1870-1904)でも、綴字改革運動については、1877年11月22日に、王立調査委員会設置を求める請願書を出すことを決議したことが脚注で一箇所触れられているだけであったことは付け加えておかなければならない。ロンドン学務委員会が行った読み方教授法に関する調査報告（本稿第2節参照）に関連する脚注であるが、事実関係に若干食い違いがあるように思われる。1904年に、当事者によって書かれた『最終報告書』においてさえも、1878年の綴字改革に関する王立調査委員会設置運動の意義は理解されていなかったのかもしれない。

以下本節では、ロンドン学務委員会が綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書を提出するに至るまでの経緯を記していく。まず1.2では先行研究を参照しながらロンドン学務委員会という組織について説明をし、1.3では枢密院教育委員会に提出された請願書がどのようなものであったか紹介する。1.4では王立調査委員会設置の請願提出がロンドン学務委員会で決議されてから、実際に提出されるまでの経緯を、議事録に基いて記す。1.5は、請願書の原案と議論を経て最終的に採択された修正案の比較を行い、そこから、ロンドン学務委員会の目指した綴字改革

の特徴を描き出す。

1.2 ロンドン学務委員会

学務委員会 (school board) は、1870年の基礎教育法 (Elementary Education Act of 1870) 制定によって誕生した基礎教育普及のための地方教育行政機関で、委員は地方税納税者が選挙権・被選挙権を持つ直接選挙によって選ばれ、その任期は3年であった。学務委員会制度が全国一斉に廃止されたのは、1902年の教育法によって地方教育当局 (Local Education Authority) が設置されたときのことである。なお、地方教育行政機関として学務委員会が活動していた19世紀後半から20世紀初頭までの30余年の間、中央の教育諮問機関は1839年に設置された枢密院教育委員会であり、教育行政機関は1856年に枢密院の下に設置された教育局 (Education Department) であった。つまり、ロンドン学務委員会が枢密院教育委員会へ王立調査委員会設置の請願を提出したというのは、地方教育行政機関から中央諮問機関への請願提出だったのである。

学務委員会の主な仕事は、基礎学校の供給と維持・管理であった。1870年から設置が始まった学務委員会は廃止される1902年までには、約3000の学区におかれ、イングランドとウェールズの学区の約3分の2をカバーしていた (大田1992, p.187)。1902年の時点では、学務委員会管轄下の学校で教育を受けていた子供達は、250万人に達している。なお全体に占める割合を考える上で留意すべきなのは、同じ1902年の時点で、学務委員会の管轄に属さない任意団体 (国民協会、内外学校協会、ウェズリー派教育委員会など) の学校には300万人以上の子供達が在学していたということ、また任意団体管轄下の学校総数は、学務委員会管轄下の学校の2倍以上であったということである (オールドリッチ2001, pp.140-1)。

ロンドン学務委員会は学務委員会のなかで最大規模のものであり、1902年にロンドン州議会 (London County Council) の地方教育当局に取って代わられるまで、首都の50万人の子供達の就学に責任を負っていた。ある学区 (教区または教区連合) に学務委員会が必要かどうかの判断は教育局が下すことになっていたが、ロンドン学務委員会の場合は、設置が必要かどうかの調査を待たずに、1870年11月29日に選挙が行われた。定員は10学区に49人の委員で (後に11学区55人)、ロンドンでは初回から無記名投票が行われていた (大田1992, pp. 123, 139, 142)。

第1回の選挙でロンドン学務委員会に選出された委員には生物学者トマス・ヘンリー・ハクスリー (Thomas Henry Huxley, 1825-95) や、女性参政論者エミリー・デイヴィス (Emily Davies, 1830-1921) などの姿もあった。第1期ロンドン学務委員会のメンバーには、1873年の2回目の選挙で再選を目指さなかった人も多く、また8人は任期終了前に職を辞している。学務委員会制度は公選制による民主主義的な制度であるとはいうものの、実際のところ特に最初のうちは時間的経済的に比較的余裕のある階層出身の委員が多かった。しかしロンドン学務委員会の任務が予想以上に大変で、学務委員会以外の職務が果たせないと感じた委員も多かったようである (Gautrey 1937, p.31)。一方で、政治家としてのキャリアの一段階として学務委員会に立候補するというケースもあった。

本稿の主題であるロンドン学務委員会の綴字改革運動の中心となったジョン・ホール・グラッドストーンは後者の例である¹⁾。ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジで化学を学んだ後、ドイツのギーゼン大学で博士号を取得したグラッドストーンは物理化学者としての名声から、1853年に26歳の若さで王立協会フェローに選ばれる。彼は、自由党政治家で首相を4度務めたW. E. グラッドストーンと血縁関係はないものの熱心な自由党支持者で、1868年にヨークから自由党下院議員候補者として立ち落選した後、1870年には第1回のロンドン学務委員会選挙にチェルシー区から立候補している。しかしここでも失意に終わり、1873年の学務委員会選挙で同じ区での選挙に再び挑戦してようやく当選した後は、1894年まで学務委員会に席を確保し続けた。21年という在任期間はロンドン学務委員会の歴代委員のなかで4番目に長い (Gautrey 1937, p.29)。

さて、ロンドン学務委員会には、他の大規模の学務委員会と同じく、4つの委員会が設置されていた。つまり(1)一般目的 (General Purposes)、(2)財政 (Finance)、(3)学校建築・土地 (Sites and Buildings)、(4)教育と学校管理 (Education and School Management) の委員会があり、それぞれに、正副議長とその他の委員が5名ずついた。ただ、教育と学校管理を担当する委員会があるとはいっても、日々の学校の運営をこの委員会が行なうわけではなく、ロンドン学務委員会は各学校に学校管理団体を設立することを決めていた (大田1992, p.145)。なお、本稿の主題である綴字改革の問題では、臨時に作られた「綴字改革特別委員会」と並んで、教育と学校管理を担当する「学校管理委員会」(School Management Committee) が中心的な役割を果たすことになる。

次に、ロンドン学務委員会ならびに学務委員会制度一般が、政治的にどのような立場の人々を支持基盤としていたかを見ておこう。この点については、学務委員会制度の歴史と実態について、大田 (1992) や Sutherland (1973) の描く学務委員制度をめぐる対抗の構図、つまり「学務委員会制度は、私立学校制度を擁護する英国教会や保守党からは、一般的に社会主義の温床として嫌われていた制度であり、逆に非国教会派や、世俗主義者、社会主義者からは、強く擁護された制度である。それは、学務委員会制度が、地方税支出に根拠づけられて、世俗教育と公的統制、すなわち民衆統制の拡大を実現するものであると彼らによって見なされていたからである」(大田1992, p.137) という構図を頭に入れておくと全体像が描きやすい。オールドリッチ (2001, p.139) も1902年の保守党政権による学務委員会廃止の決定について述べる際に「言外に急進主義と浪費を意味する学務委員会」という表現を用いており、保守党側から学務委員会に対して否定的な見解が取られていたことを述べている。このように一般に、学務委員会は進歩的、社会主義的な政治的立場と結び付けられる機関であった。また具体的に、どのような社会的階級に属する人々が学務委員会制度を支えたかについては「中産階級の下層と労働者階級の上層の非国教会派、世俗主義者、社会主義者、労働組合運動家」で「もともと公教育に興味を示していた社会階層であった」(大田1992, pp.322-3) という説明がなされている。

それでは、このような対抗関係の中で位置づけられるロンドン学務委員会において、1870年代後半に綴字改革が議論されたことは、一体、何を意味するだろうか。これこそが本稿が明らかに

すべき主題の一つであるのだが、ここで本節の冒頭に立ち戻り、1878年1月19日の『タイムズ』社説を再び取り上げながら、議論の略図を示しておきたい。もちろん『タイムズ』だけが綴字改革に反対していたわけではなく、社会全体としてはむしろ綴字改革賛成派のほうは極少数だったわけであったことは言うまでもない。ここでこの社説を取り上げるのは反対の論の一典型として示すものである。

『タイムズ』の社説が表音式綴字への綴字改革運動を痛烈に批判するとき、そこで擁護しているものは「教育を受けた人間」が慣れ親しんできた「気高い言語」の綴字であり、その「伝統的な綴字」で記された書物であった。一方そこで攻撃しているものは「どのみち将来も大して本を読まないであろう小さな子供たち」のための「基礎教育上の必要性」から提唱されている「音声学者のいう綴り方」つまり表音式綴字であった。ここに見られる対立構造は、上流階級・支配階層のための教育、およびそこで認められている伝統的綴字と、労働者階級のための基礎教育および基礎学校への導入が提案されている表音式綴字である。この対立構造をロンドン学務委員会をめぐる対立構造と並べてみると、綴字改革をめぐる賛否両論のなかに労働者階級の基礎教育のあり方についての見解が重なって見えてくるだろう。『タイムズ』が典型的な読者として想定している「教育を受けた人間」にとって、ロンドン学務委員会の綴字改革の提案は、労働者階級の公的基礎教育の効率化を社会の最優先課題と捉える提案であり、その課題のために王立調査委員会という国家的権威を背景に、中央集権的な手段による綴字改革を行おうという提案であると見なされていたに違いない。

1.3 綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書

1878年1月18日に枢密院議長に提出された請願書は、1877年7月25日にロンドン学務委員会の会合で採択された。以下にその全文の日本語訳を示す。Gladstone (1879) に付録として全文掲載されているものを、議事録との異同がないことを確認して筆者が訳出した。この請願書は、明治27年(1894年)に上田万年によって全文訳に近い形で紹介されているので参照したが、訳語、文体を本稿の議論に即したものにするために全面的に訳し直した²⁾。

枢密院教育委員会御中

閣下

(1) 去る11月22日ロンドン学務委員会は以下の決議を行った。

- (a) 当学務委員会は、現在の綴字法が教育上の大きな困難を引き起こしていると考えており、政府が、綴字を改革し簡略化する最良手段を講ずるための王立調査委員会を設置することを希望する。
- (b) この決議書の写しを、技芸協会 (Society of Arts) および各地方学務委員会に送付し、この問題について共同の請願書を教育局に提出することを呼びかけること。

技芸協会および100以上の地方学務委員会がこれらの決議に賛成を示し、この主旨は、その後

選出されたロンドン学務委員会においても大多数から賛同を得た。われわれは謹んで、貴委員会が基礎教育のために必要である改革を行うために、英語の綴字を調査する王立調査委員会設置にむけて手段を講じられることを願う。

(2) この問題は、長い間、学者や教育者の関心の的となっていた。よく知られているように、イングランドとウェールズにおける初等教育の結果は、満足できるものとは言い難く、勅任視学官のなかには、この不本意な結果の多くを、我々の現行の不規則な綴字が原因であるとしているものもある。多くの著名な学者、イングランドとアメリカの第一線にある言語学者、および、全英基礎教師組合 (National Union of Elementary Teachers) は、みな、何らかの変更の必要性を認めている。イタリアおよびその他の国のなかには、非常に簡単な綴字システムを長い間持っている国もある。一方、オランダやスペインなどは、最近大がかりな改革を行った。現在、オランダではさらなる変更を考えている。また、ドイツでは、プロイセンの文部大臣ファルク博士が開催した綴字改革会議の報告書が回覧されている。それゆえに、英語を話す子供達のために同様のことが何かできるのではないかと問う時機が到来したようである。

(3) この問題は、学務委員会にとっても大きく関わりのある問題である。現在の綴字システムは時間と精神的エネルギーを浪費するものである。これらの時間とエネルギーは、基礎教育をより徹底的に習得するか、もしくは、現在ではほとんど時間がない、より高度な学科 (その準備科目もしくは技術的科目) の学習に充てることができるかもしれないのである。このように無駄に使われている時間やエネルギーの価値を見積もることは不可能であるが、非常に大きなものに違いない。基礎学校においては、読み方と綴り方が完璧でなければ政府補助金が減額され、上級公務員試験では、ひどい綴字のために多数の受験者が不合格となる。

(4) この問題は、政府にとって更なる重要性を持つ問題である。教育は今や国家的事業であり、子供達が読み書きを習うときに、学校を出てからの人生でもその練習を続けられるくらいまで習熟できなければ、政府の目的は達せられたとは言えないであろう。約四百万人の子供達が、視学官の視察をうける学校に在学しているはずであり、その費用の大部分が公的財源から支払われているのである。さらに、1876年の教育法によって、一般に子供達は一定のスタンダードに到達するまでは、就業してはならないと定められており、そのスタンダードには、非常に複雑で矛盾した綴字法も含まれているのである。それゆえに、教育の障害となる人工的困難は是が非でも除去することが大事なのである。これらの困難の除去は、国家の経済にとっても、教育の進歩にとっても同様に本質的に重要なものである。

(5) 他の点においても、この問題は政府にとって重要な問題である。もし我々が希望しているように、王立調査委員会の調査の結果として改良された綴字法が考案されたとすれば、政府は基礎

学校、上級公務員試験、政府公文書においてその綴字法の使用を許可または奨励しさえすればよいのであり、そうすることで現行の不規則な綴字法は徐々に改良綴字法に移行していくことであろう。今や政府と教育事業の間には緊密な関係が築かれ、政府はこの国ではこれまでなかったほどの権力と責任を有するようになった。この権力は、現在は有害な綴字法を維持するのに大いに発動されているが、これが健全な綴字法のために使われることを望むのは、至極もっともなことであろう。こうすることによって、政府は教育の質を大きく向上させ、費用を削減することができ、その一方で、我が国の労働人口は、大陸国家の労働人口と競争することが適うようになるのである。

(6) 英語綴字の不規則性について、詳しく述べる必要はないであろうが、この請願の理由を説明するのに役立ついくつかの事実を指摘しておくことは無駄ではないであろう。

我々のアルファベットが、余剰であり、欠陥があり、首尾一貫性がないことはよく知られるところである。その結果、音にも語源にも基いていない正書法上の便法が多数有り、これらの便法が何千語もの綴字に影響を与えているのである。我々のアルファベットに新字を加える必要はないかもしれないが、イングランドに印刷が導入されて以来、dhおよびthを表す2字が使用されなくなり、他の字が加えられたことは、指摘しておくべきであろう。確実に望まれていることは、既存の文字を的確に首尾一貫して用いるべきだということであり、また調査の後に、同じ音を表す文字のなかでどれを優先させるかを定めること、および、思考の際の連想や多様性を記すために例外が認められるべきかどうか、ということである。そして、例外が認められるのであれば、基礎教育で用いる本では特徴ある活字を用いてそのような例外に印を付けることが望まれるであろう。

語源、音、意味においては実際のところ同一の語であっても、英語に取り入れられたのが別の時代であったために、綴字が異なっているものがある。このような綴字は学習者を混乱させるものであり、理解の助けにならない。

多くの語は、誤った語源理解ゆえに誤って綴られている。そして、この誤った綴字が音と意味の両方を隠してしまっているのだ。

標準的な辞書のなかでも、およそ2000語が様々に綴られていることも、忘れてはならない。

(7) 我々請願提出者は王立調査委員会による調査を求めるにあたって、我々全員が不満を持っている綴字の不規則性を取り除く最良の方法を提案することによって、調査の結果を先取りしてしまうことを望んではない。しかしながら、綴字法が容認されるために満たさなければならない条件を示唆することにはやぶさかでない。我々は、新しい綴字法が社会全体に強制されることを望んではおらず、また我々の文学を学ぶことが難しくなったり、現行綴字法で印刷された書物の価値を損なったりするようなことも望んでいない。この問題に、実際の側面から取り組んでいる教育者として、我々請願提出者は主に、綴字の平易さ、首尾一貫性を増すこと、不規則性を

最小限にすること、それと同時に知識と思考にとって有用なものを保護することを、求めているのである。我々が望むのは、公的調査によってこのような結果が得られることであり、また、我々は、綴字問題全体を覆っている困難の最良の解決法が見いだせるのは、我々が念頭においている実際的な目的への取り組みにおいてであると確信している。前述の提案以外に、我々が、教育局および王立調査委員会が検討するべきだと考えるのは、次の問題である。(i) 現在、英語の読み方を教えるための新しい教授法の導入を妨げている規則を廃止すること、(ii) 綴字法を改革するのに提案されている様々な案を、最大の利益を最小の不便で確保するのはどれかという視点から検討すること、(iii) 語源的な類似性を示唆するものとして有用なものは保留する部分的改革案をとるか、現行の綴字と併用するものとして完全に改革した綴字法を用いるか、(iv) 決定した改良案に公的拘束力を与える最善の方法は何か。

1.4 請願書作成までの経緯

ロンドン学務委員会が綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書を枢密院に提出するまでの経緯は、請願書の第1項に記された通りである。ロンドン学務委員会は1876年11月22日に、王立調査委員会設置を求めること、及び、技芸協会や他の地方学務委員会に賛同を呼びかけることを決議した。そして呼びかけに応じた技芸協会や地方学務委員会と共に1年2ヶ月後の1878年1月18日に請願書を提出するに至ったのであった。この間の経緯について以下では、ロンドン学務委員会が1876年11月22日の決議に至るまでの状況(1.4.1)、他の学務委員会の反応(1.4.2)、決議後請願提出までの1年余りに学務委員会内でなされた議論(1.4.3)の3点について整理する。

1.4.1 ロンドン学務委員会の決議の背景 (1876.11まで)

19世紀の綴字改革運動のなかで、実際に表音式綴字を考案するという点でもっとも精力的に活動していたのは、アイザック・ピットマンとアレグザンダー・ジョン・エリスであろう。ピットマンは1837年に表音式速記「フォノグラフィー」(Phonography)を考案した後、表音式アルファベットを用いた綴字の必要性を訴えて具体的な案を発表し、1842年ごろから次々に修正案を出し続けていた。「フォノタイプ」(Phonotypy)と呼ばれるようになったピットマンの表音式アルファベットに興味を示したエリスが、理論面や資金面での援助を申し出て、1847年にはピットマンとエリスと一緒に「1847年版のフォノタイプ」を発表した。既存のアルファベットよりも文字の数が多い拡大アルファベットを使った一音一字対応の綴字であった(cf. Kelly 1981)。この後、ピットマンとエリスは共同で綴字改革案を考案することは止めるもののそれぞれに新たな案の考案や修正を続け、ピットマンは『フォネティック・ジャーナル』他の定期刊行物を通じて、またエリスは言語学会や技芸協会などの団体を通じて、その案の普及に努めていた。

こうした熱心な個人の活動が続くなかで、王立委員会設置の請願という明確な目標が、綴字改革論たちに意識されるようになったのは、1860年代後半のことであった。ラッセル・マーティン

ー (Russell Martineau, 1831-98) が1867年に言語学会で発表した「英語正書法に関する良識」(The Common Sense of English Orthography) は、綴字改革に関する王立調査委員会設置の必要性に言及した早い時期の論考の一つである。1868年には、勅任視学官であるライス・バーン (Rice Byrne) が報告書付録 (*Educational Blue Book*) でマーティノーの論考に言及している。マーティノーは読み方の習得を容易にするための英語綴字の合理化に関して、王立調査委員会の設置を提案しており、これがバーンによって紹介されたのである (Harrison 1964, pp.48-9)。

この流れを受けて、1869年に言語学会員ダンビー・フライ (Danby Fry, 1818-1903) は、言語学会評議会に綴字改革の必要性を表明するべきだと働きかけ、評議会ではフライの出した案 (Fry 1870-2) とアレグザンダー・ジョン・エリスが出した案 (Ellis 1870-2) を協議したが、どちらかを採用するということはなかった。結局、言語学会が再びこの問題を取り上げるのは10年後の1880年のことで、「英語綴字の部分的修正」案を承認したのは1881年である。その間の1870年代は、基礎教育関係者の間での議論が綴字改革運動の中心となった。言語学会の1870年代初頭の議論と1880年初頭の議論を比較すると、前者ではほとんど言及されていなかった、綴字改革によって基礎教育の効率化を目的とするという視点が、後者では明確に意識されており、この間の綴字改革運動の進展が現れている (言語学会の綴字改革については山口 (2004) 参照のこと。特に1870年前後の議論については pp.62-4)。

さてそれでは、基礎教育関係者の中で綴字改革論はどのように展開されたのだろうか。この時期に綴字改革論者がよく用いた活字媒体のひとつに、1870年の基礎教育法によって成立した学務委員会の活動を報じるために、1871年に発刊された週刊紙『スクールボード・クロニクル』 (*School Board Chronicle*, 以下SBCと略。) があった。この新聞は、イングランドとウェールズの学務委員会の議事録や学務委員会に関わる政府の決定を掲載するだけでなく、基礎教育に関する投稿も広く受け付けていたため、綴字改革支持者たちが綴字改革が必要不可欠であるという主張を展開する格好の場となった。綴字改革支持の論考のみが満載であったアイザック・ピットマンの『フォネティック・ジャーナル』他の定期刊行物などとは異なり、『スクールボード・クロニクル』は綴字改革に関心のない読者や積極的に反対している読者にも読まれていたからである。

特に熱心に長文の投稿をしていたのはリヴァプールを中心に活動を行っていたエドワード・ジョーンズ (Edward Jones) とジョージ・ウィザーズ (George Withers) であった。どちらもアイザック・ピットマンの姻戚にあたる。ウィザーズはピットマンの夫人の甥にあたり、リヴァプールで速記を教えていた。またジョーンズはピットマンの姉メリッサ (Melissa Jones, 1809-1864) を最初の妻に迎えており、速記指導や教師としての長い勤務歴の後リヴァプールのヒベルニア協会学校 (Hibernian Schools) で校長の任にあった (Baker 1980, pp.15, 74, 179)。

『スクールボード・クロニクル』の1871年には数ヶ月にわたって綴字改革に関する論争が繰り広げられた。まず1871年8月26日号でウィザーズが「教育における綴字の困難とその救済方法」 (George Withers, "The Spelling Difficulty in Education and its Remedy," SBC, August 26, 1871) と題する3ページにわたる投稿で、「教育を受ける子供たちは皆最初から、不要な障害物で塞が

った道を行くことになり、進歩を阻まれるのである」と書けば、翌週9月2日号ではジョーンズが「初等学校における綴字の困難」(Edward Jones, "The Spelling Difficulty in Primary Schools," *SBC*, September 2, 1871)と題する同様に長文の投稿で、1870年の基礎教育法制定に至る議論のなかで枢密院副議長ウィリアム・フォスター(William Edward Foster, 1818-86)が提示した労働者階級の子供たちの教育水準の低さを引用して、綴字改革によってこれが改善できると主張した。またジョーンズとウィザーズの他に、科学技芸局(Science and Art Department)に勤務していたジョゼフ・ランデル(Joseph Benjamin Rundell, 1834-1889)も綴字改革や表音式速記の利点について繰り返し投稿した。『スクールボード・クロニクル』には、この後約5ヶ月に亘ってほぼ毎週のように、9月9日、16日、23日、30日、10月7日、14日、21日、28日、11月11日、18日、25日、12月9日、16日、30日、1872年1月6日、13日、20日の各号に綴字改革に関する投稿が掲載されたのである。

もちろん綴字改革論者に対する反論も寄せられ、それに対してさらに反論が行われるという形で論争が続いた。「急進的な正書法の変更は文学を破壊してしまう」「言語は国家が固定するものではない」といった真正面からの反対もあれば(L. H. F. Du Terreaux, "The Spelling Difficulty," *SBC*, October 21, 1871)、勅任視学官ジョン・モレル(John Daniel Morell, 1816-1891)のようにジョーンズを「子供たちのための博愛主義者(children's philanthropist)」と呼んで、基礎教育における読み書き教育の向上に努めるその精神を称えつつも、ジョーンズの唱えるような綴字改革の実現には何世紀もかかるだろうから、「現在の児童たちや公務員試験受験生たちは、言語のありのままの姿を理解し、教師や視学官や試験官そしてイギリスの公衆が認める綴字のみを覚えるほうが良い」と結ぶ意見もあった(J. D. Morrell, "Spelling," *SBC*, September 23, 1871)。モレルの投稿は、読み方綴り方について自ら著した教科書(*A Complete Manual of Spelling, on the Principles of Contrast and Composition. With Numerous Exercises*, Cassell, Petter, and Galpin, 1871)を宣伝する意味合いもあったようだが、いずれにしても、科学技芸局勤務のランデルや勅任視学官モレルのような立場にある人々が、綴字改革を巡る論争に参加していたことは留意すべきであろう。

教育現場への綴字改革の導入を訴える投稿が『スクールボード・クロニクル』紙上に再び集中して現れたのは1874年のことで、書き手はまたもやジョーンズであった。ジョーンズは自由党党首ウィリアム・グラッドストーンに宛てた手紙という形をとって「基礎教育と英語正書法」というタイトルの論考を3月から5月まで計6回に分けて投稿した(E. Jones, "Elementary Education and English Orthography - To the Right Hon. William Ewart Gladstone," *SBC*, March 14, March 28, April 4, April 25, May 2, May 30, 1874)。そのなかでジョーンズは、現時点で綴字改革について議論している団体として、技芸協会、社会科学協会(Social Science Association)、言語学会、カレッジ・オブ・プリセプターズ(College of Preceptors)、全英基礎教師組合を挙げている。そのなかの全英基礎教師組合が、綴字改革に関する王立調査委員会設置を求める請願を提出することを最初に決議した。1876年4月にリヴァプールで開かれた年次大会においてのことであ

る。ジョーンズやウィザーズのお膝元のリヴァプールであった (*Spelling Reform, Report on the Conference and Public Meeting*, p.10。以下 *Conference Report* と略)。

なお、全英基礎教師組合における綴字改革への取り組みについては今回十分に調べることができなかった。これまでの調査で "National Union of Teachers, Spelling Committee. Review of the Scotch Committee's Report" と題する4ページのレポートや、*National Union of Elementary Teachers. Revision of Spelling* と題する29ページのパンフレットを確認したが、発行年は記されていない。また全英基礎教師組合の活動を詳しく報じていた『スクールマスター』(*Schoolmaster*) は、綴字改革に批判的な論調をとっており、綴字改革論者の言説は基礎学校の読み書き教育のレベルが実際以上にひどいものであるかのような印象を与えるものであると非難していたという (*Conference Report*, p.58)。今後さらに調査を進めたい。

学務委員会のなかでは、ロンドン学務委員会に先立ってまずブラッドフォード学務委員会が同様の決議をし、リヴァプール学務委員会がそれに続いた (*Conference Report*, p.10)。そして、1876年に11月22日には、ロンドン学務委員会で「(a) 当学務委員会は、現在の綴字法が教育上の大きな困難を引き起こしていると考えており、政府が、綴字を改革し、簡略化する最良手段を講ずるための王立調査委員会を設置することを希望する。(b) この決議の写しを、技芸協会および各地方学務委員会に送付し、この問題について共同の請願書を教育局に提出することを呼びかけること」と決議したのであった。

1.4.2 地方学務委員会の反応

1876年11月22日の王立調査委員会設置を求める決議は、ジョン・ホール・グラッドストーンが出した動議をトマス・エドマンド・ヘラー (Thomas Edmund Heller, 1837-1901) が支持し、賛成8票、反対3票、保留1票で可決された (*Minutes Vol. VI*, p.1731)³⁾。先述のようにグラッドストーンは、ロンドン学務委員会の綴字改革運動の中心となった人物で、今後の学務委員会の綴字改革に関する議論は、ほとんど皆グラッドストーンが動議を提案して議題に乗せたものであった。例外は一度1877年4月11日の会合で、グラッドストーンが欠席のときに、ヘラーがグラッドストンの代わりにと断って動議を出したときのみである (*Minutes*, Vol. VII, p.496)。

実は、決議の直後11月30日に、ロンドン学務委員会は定数全員(当時50人)が改選された。その結果、23人が再選され、27人の新しい委員が加わった。22日の決議に関わった委員で新メンバーに入っていないのは、賛成した2人、マーシャル・マーティン (Marshall Martin) とジェームズ・リッグ (James H. Rigg)、そして反対したウィリアム・モーガン (William Morgan) の3人である。新しい学務委員会が、綴字改革に関する議論を引き継いだ (*Time*, 4 December, 1876)。

11月22日の決議の写しは、事務局長ジョージ・クロード (George Hector Croad) の手紙を付して技芸協会および各地の学務委員会に送付された。それぞれの学務委員会が請願に賛成するかどうかについて表明した返信が届いてくる様子は、毎週水曜日に開かれるロンドン学務委員会の会合で逐次報告され、その学務委員会の名前と日付が議事録「通信」欄に記されていた。たとえば、

最初に返信受領が報告された1877年1月10日の学務委員会会合では、技芸協会が1876年12月22日付けで賛成の返事をしたこと、12月11日付けのスミース (Smeeth) の学務委員会およびミンティング・アンド・ゴートビー (Minting and Gautby) の学務委員会を初めとして51の学務委員会も賛成の意を示したこと、一方、12月10日付けのヒックスワース・アンド・エドワース (Hixworth and Edworth) の学務委員会を初めとして83の学務委員会が「さまざまな理由により、教育局に合同で呼びかけることを拒み」反対の意の返事をしたことが報告されている (*Minutes* Vol. VII, pp.109-110)。なお、これらの日付が、手紙を受け取った日を表すものか、手紙に記されていた日付もしくは、当該学務委員会または協会の決議の日時を表すものかは不明である。

翌週1月17日の会合までには、賛成21通、反対37通が届き (p.136)、1月24日には賛成12通、反対19通 (pp.221-2)、1月31日までに賛成3通、反対12通が届き、合計で賛成86通、反対151通となっていた。毎週届く返信の数は段々少なくなり、議事録は1877年3月14日に、バスフォード (Basford) の学務委員会から3月3日付けの賛成の返事、ヘイスティングズ (Hastings) の学務委員会から3月7日付けの反対の返事を受け取り、合計、賛成の学務委員会が100、反対の学務委員会が177と報告されたところで、返信受領の記載を止めている (p.424)。というのも後述のように、この3月14日の会議で、今後、地方学務委員会からの返信は請願書作成を担当する特別委員会 (Select Committee) に付託することという決議がなされ、15人の委員も選ばれたからである。その綴字改革特別委員会が作成した請願書では、賛成した地方学務委員会の数について第1項で触れ、「100以上の地方の学務委員会がこれらの決議に賛成を示し」と書いている。請願提出を報じた1878年1月19日の『タイムズ』は131の学務委員会が賛成としており、グラッドストーンは1878年出版の著書『綴字改革：教育的視点から』 (*Spelling Reform, from an Educational Point of View*) のなかで、126の学務委員会が賛成として述べているが、いずれの数字も出典を明らかにしていない。

また綴字改革特別委員会の資料も残されていないようなので、どの数字が正しいかを判断することは難しい。ともあれ、『タイムズ』の説をとって賛成した学務委員会の数を131としようとも、グラッドストンの数値をとって126としようとも、いずれにせよ、反対の学務委員会のほうが多かった事実、また、返信が届き始めて以来一貫して反対数が、賛成数を上回っていた事実に変わりはない。にもかかわらず、そのことについて請願書は一言も触れていないことを見逃してはならないだろう。

もっとも、この時期のイングランドおよびウェールズには、合計1500前後の学務委員会が存在していた。Sutherland (1973, p.354) の資料によれば、1870年の基礎教育法に基いて1876年3月までに設立された学務委員会の数は1550、1877年3月まででは1661であった。これらの数値には学区の合併や解散後に再結成された学務委員会も含まれているので、実際に1876年11月の時点で存在していた学務委員会の数はこれよりは少ないと思われるが、概数としては有効であろう。これらの学務委員会のなかでどれだけの学務委員会に対してロンドン学務委員会が決議を送付して請願への賛同を求めたのかは、記録に残っていないのである。この点について、Baker

(1980[1908], p.212) やHarrison (1964, p.49) では、277の学務委員会に決議書を送ったと記しているが、277という数字は恐らくは、ロンドン学務委員会の議事録に残っている限りの賛成100、反対177を加算して導き出したものであろうと思われる。グラッドストンや『タイムズ』記事の示すように、賛成の返信はもう少し増えたようだから、この277という数字は正確だとは見なせないのである。だとすれば、返信が合計300通余りというのは、回収率が悪かったのか、それとも、そもそも送付され賛同を求められたのが、1500前後ある学務委員会の中のごく一部であったのかは判断できない。いずれにせよ、単純に考えるならば、約1500ある学務委員会のなかの、十分の一前後の学務委員会から、綴字改革に関する請願書提出への明示的支持があったということになる。

とはいってもなにも筆者はここで、ロンドン学務委員会の請願書が綴字改革支持派にとって都合のいい事実だけを記し、都合の悪い事実を意図的に伏せたこと自体をことさらに指摘したいわけではない。そもそも、綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書において、請願に反対の意を示した学務委員会の数を記す必要などは全くなかったとも言えるわけである。さらに言うならば、当時の学務委員会制度のなかで、ロンドン学務委員会が委員数、児童数、財政規模、中央政府との近さなどにおいて、他の地方学務委員会とは違うステータスを持っていたことは間違いがなく (Sutherland 1973, pp.109-10), この請願書提出運動がロンドン学務委員会が中心となっている運動である以上、他の地方学務委員から網羅的に支持を取り付けることなど、大して意図されてはいなかったかもしれない。むしろ、今日の日から見るならば、返信を送った学務委員会の3分の1前後が賛成の意を示しており、総計100以上に至ったということは、やはり綴字改革への関心がそれなりに強かった時代の証左であると考えられるのだ。ただ、反対を表明した学務委員会や、当時存在していた学務委員会の概数を頭にいれたうえで、なお、請願書第1項にある「技芸協会および100以上の地方の学務委員会がこれらの決議に賛成を示し」の意味するところを推し量る必要があるということである。

1.4.3 ロンドン学務委員会内の議論：請願書作成まで

請願提出に同意するように呼びかけられた技芸協会や地方学務委員会がそれぞれの意向を続々と表明してくるなかで、ロンドン学務委員会内では、どのような議論が行われていたのだろうか。その経過を整理しておこう。

技芸協会や地方学務委員会から送られてくるこれらの返信の扱いをめぐって、グラッドストンは1877年1月10日の会合で、これを「学校管理委員会 (School Management Committee) に付託し、学校管理委員会が請願書草案を書いて、学務委員会に請願書提出について助言を行うように、指示すること」を提案した (*Minutes*, Vol. VII, p.111)。このときは11月22日の決議で投票を保留したジョージ・モレット・マーフィー (George Mollett Murphy, 1823-1887) によって継続審議が提案され、決議後の選挙で新たに委員となったギルドフォード・リチャードソン (Guildford Barker Richardson, 1816-1895) もこれを支持したので継続審議となる。その後、請願

書作成についての議論が再開されたのは、1877年3月7日のことであったが、このときは、ロンドン学務委員会としてこれ以上綴字改革に踏み込むことを止めるという趣旨の提案がなされ、結局、議論はまた延期されることとなった (*Minutes*, Vol. VII, pp. 360-1, 以下この項および次項 1.5での引用頁数は特に断らない限り議事録第Ⅶ巻による)。

ロンドン学務委員会としてこれ以上綴字改革に踏み込まない、という提案をしたのは新委員ジョゼフ・ファース (Joseph F. B. Firth, 1842-1889) で、動議の採択を支持したのは11月22日に欠席していたマーク・ウィルクス (Mark Wilks, 1830-1894) である。具体的な提案内容は、ロンドン学務委員会の決議に対して意思表明の返信を送ってきた地方学務委員会に宛てて「ロンドン学務委員会の中には、[綴字の見直しを]目的とする王立調査委員会設置に賛成する委員も数名 (several) いるが、ロンドン学務委員会としては、この件に関してこれ以上の団体としての行動は起こさない」(p.361) と告げる手紙を送付するというものであった。これについての議論は翌週3月14日に再開されたが、賛成5、反対26で否決された。ロンドン学務委員会として、さらに、請願提出に向けて進むことが認められたのである (p.421)。

この日3月14日はさらに請願提出のための次の一歩として、「特別委員会」を設置し請願書作成を担当させることが提案されていた。グラッドストーンは学校管理委員会にその任を負わせる案を出していたが、マーフィーがシドニー・バクストン (Sydney Charles Buxton, 1853-1934) の支持を受けながら、新たな委員会の設置を求める提案をし、グラッドストーンも了承したのである。最終的に新たな委員会を作る案が通ったのだが、そこに至るまでには、綴字改革消極派や積極的反対派から修正を求める意見が次々と出され、そのたびに採決が行われた。

綴字改革消極派の立場からの修正案を出したのは、11月22日の決議に反対票を投じたチャールズ・ラヴェル (Charles H. Lovell) である。ジョゼフ・バーズリー (Joseph Bardsley) の支持を受け、請願書の中で「現行のアルファベットを保持することを基本とする」と明示することを求めた。新字を導入するかどうかは、時の綴字改革論者のなかでも、意見の分かれるところであった。一音一字原則にこだわるならば新字導入は避けられず、当時の代表的綴字改革論者ピットマンの「フォノタイプ」などは、この立場をとっている。一方、新字が引き起こす心理的、経済的、物理的抵抗は大きいため、アルファベットは26文字のまま、綴字改革を行うという立場の改革論者も多かったのである。この修正案は、賛成8、反対20、保留5で否決され、新字導入を初めから排除することはしないことになった。

また、積極的反対派の最右翼はフランシス・ハーヴィ (Francis Hervey, b.1846) で、彼も新しい委員だった。11月22日の決議を無効とすることを求めており、それが叶わないとなると、この3月14日の議論では、「継続審議」を2度にわたって求めたが、2度とも反対多数で押し切られた。

そうして、最終的に、綴字に関するロンドン学務委員会の決定に関して「技芸協会や様々な地方学務委員会から既に届けられた返信および今後届けられる返信を特別委員会に付託し、それと同時に、特別委員会に対して、請願書を作成してその提出について学務委員会に助言を行うよう

指示すること」(p.422)が決議された。

4月11日の会合で綴字改革特別委員会の委員が決まった。ロンドン学務委員会議長チャールズ・リード、副議長エドモンド・カリー (Edmund Currie, b.1834), ジョゼフ・アンガス (Joseph Angus, 1816-1902), ジョン・ベネット (John Bennett, 1814-97), エドワード・バクストン (Edward Buxton, 1840-1924), エヴァン・ダニエル (Evan Daniel, 1837-1904), ジョン・ホール・グラッドストーン, G. J.ヒールド (G. J. Heald), トマス・ヘラー, ジョージ・マーフィー, ジェームズ・ピクトン (James Allanson Picton, 1832-1910), トマス・スクラットン (Thomas Scrutton), H. ダンビー・シーモア (H. Danby Seymour), ヘレン・テイラー (Helen Taylor, 1831-1907), アリス・ウェストレイク (Alice Westlake) の15人である (p.496)。委員長はグラッドストーンが務めた。

綴字改革特別委員会が作った請願書原案(6月6日付)は6月13日の学務委員会で検討され (pp.746-9), その内容を踏まえて, 特別委員会は修正案(7月5日付)を作成し, 7月25日の学務委員会でこの修正案が採択された (pp.981-4)。これが, 翌1878年1月18日に, 枢密院教育委員会に提出されたものである。原案と修正案の相違点については, 次項1.5で詳しく論じることとして, まず6月13日および7月25日の議論の経過を確認しておこう。

6月13日の会議で, 請願書原案の採択を求める綴字改革特別委員会委員長グラッドストーンに対して, W.サットン・ゴヴァー (W. Sutton Gover, 1822-1894) の動議として, ロバート・マグワイア (Robert Maguire) の動議採択支持を受けて提案されたのは, この原案を綴字改革特別委員会に差し戻し, 英語の綴字の改良について何らかの方針や具体案を添えて再度提出するように求めるものであった。この提案に対する採決の結果は賛成14, 反対20であり, 否決された。ファース, ハーヴィ, ウィルクスなどこれまでにロンドン学務委員会の請願提出運動に反対であった人々がこの動議に賛成であり, 一方綴字改革特別委員会の委員15人は, この日欠席していた4人を除く11人のうち10人までが反対しており, あとの1人は棄権している (p.749)。賛成した学務委員たちの狙いは, 3月14日の会議でラヴェルが提案し結果的には否決された「現行のアルファベットを保持することを基本とする」という動議の意図と通じるところがあったにちがいない。ロンドン学務委員会から提案される綴字改革の範囲, 度合を予め制限しておき, また恐らくは, できるだけ変更を少なくとどめたいという考えがあったのだろう。

この後, 綴字改革特別委員会の委員であるピクトンの動議で, 特別委員会には入っていないが請願書提出の運動には積極的であったシドニー・バクストンが動議採択を支持して, 原案を特別委員会に持ち帰ることが提案され, グラッドストーンはこれを了承した (p.749)。

7月25日には再び修正された請願書の案が学務委員会に提出された。先の原案では, グラッドストーン, アンガス, ウェストレイクが最後に署名をしていたが, 修正案の署名は三番目のアリス・ウェストレイクの名がジョン・ロジャーズに変わっていた。変更の理由は定かではないが, ロジャーズは綴字改革特別委員会の委員ではないものの, 学校管理委員会の委員長であることから, 署名することになったのかもしれない (p.984)。

修正案に対する最初の修正提案は、これを三度綴字改革特別委員会に持ち帰って再検討すべきだということであった。ジョン・コックスヘッド (John J. Coxhead) の動議で、マーク・ウィルクスが採択を支持したものであったが、しばらくの議論の後、この動議は引き下げられた。

次に出された提案は、第3項から6項までをすべて削除してしまい、第1項、2項、7項のみにするという、かなり大幅な変更を求めるものであった。ラヴェルの動議で、ピクトンが採択を支持したものである。結局のところこの提案は、賛成14、反対16という僅差で否決された。第3項は綴字改革と学務委員会の関わり、第4項、第5項は教育と政府の責任という観点から綴字改革を捉えている。また第6項は現在のアルファベットおよび綴字の問題点を説明する項であった。修正案からこれらの項目を削除してしまうと、教育に対する学務委員会と政府の責任という視点が抜けることになり、請願書の内容はかなり異なった様相を呈してくることになるだろう。一方、第1項は経過説明、第2項はヨーロッパ他国との比較、第7項は綴字改革において考えられる具体的問題を述べている。これらの項だけでは、学務委員会が行う綴字改革運動といった色彩が極めて薄くなる場所であった。

そして次にようやく、綴字改革特別委員会が提出してきた請願書修正案をロンドン学務委員会として認めるかどうかについて採決が行われ、賛成19反対12で、この案が採択されたのであった。修正案再修正審議のときの2票差よりは差が大きいものの、決して圧倒的多数の賛成を得て可決されたわけではなかった。修正案を最終的に採択するまでの議論および採決の結果は、王立調査委員会設置の請願書提出を目的とするロンドン学務委員会の綴字改革運動が、かなり意見に差がある状況の中で、時には危ういまでの僅差で通過しながら進められたものであることを意味している。

1.5 公教育の責任強調と具体案検討抑制：学務委員会が達した妥協点

1878年1月18日に提出された綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書を、同時代の綴字改革に関する言説と比較すると次の3点が特徴的である。(1) 公的基礎教育に対する政府および学務委員会の責任と綴字改革の関連が強調されていること、(2) 具体案の検討が避けられていること、(3) 統計的数値によって綴字改革の必要性を訴える手法が避けられていることである。これは、ロンドン学務委員会という地方教育行政機関の立場、役割を反映したものであると同時に、前項1.4の議論の過程で見てきたように、綴字改革に対して様々に異なった見解が共存していたロンドン学務委員会において、最終的に得られた最大公約数的な姿勢、もしくはやっとのことで辿り着いた妥協点を反映しているとも言えよう。

これらの3つの特徴は、ロンドン学務委員会で請願書の内容を議論する過程において、より明確に打ち出されていったものであった。そのことは、1877年6月13日の学務委員会会議で検討された綴字改革特別委員会作成の請願書原案 (pp. 746-9) と、そのときの議論を踏まえて再度特別委員会で作成され7月25日の学務委員会会議の議論を経て最終的に採択された請願書修正案 (pp. 981-4) を比較すると、より明らかになる。請願書の原案と修正案を比較分析するという作

業は、先行研究においてロンドン学務委員会の請願書提出運動を比較的丁寧に取り上げたBaker (1980) [1908]やHarrison (1964)でも全く行っていないが、筆者はこうした修正箇所を分析することによって、ロンドン学務委員会の綴字改革運動の特徴がより明確になると考えている。以下、(1) 公的基礎教育に対する政府および学務委員会の責任を強調する、(2) 具体案検討を避ける、(3) 統計的数値の使用を避ける、というロンドン学務委員会の請願書の特徴について、原案と修正案の比較を通して説明していこう。

まず第1の特徴である公的基礎教育に対する政府および学務委員会の責任が強調され、基礎教育の質の向上、効率化のためにも綴字改革が必要だと主張されているという点について考えてみよう。これは学務委員会という組織の役割、つまり基礎学校の設立・維持に責任を負うという役割に適った視点であった。同時代の綴字改革論のなかでは珍しい視点ではなかったが、地方教育行政機関が中央教育諮問機関に提出する請願書という場合は、この視点を強調するのにもっとも相応しい場のひとつであったと言えよう。

請願書の原案と比較すると修正案では、教育のための綴字改革は「国家にとって有益である」という視点が強調されるようになった。たとえば、第2項でイタリア、オランダ、スペイン、ドイツの状況を述べた上で、英語を話す子供達のために同様の綴字改革を行う時期が到来したと述べている箇所が一例である。これは原案では「19世紀に入って以来、この点における改革が大陸諸国で行われており、その結果子供達に読み方を教える時間が半分に短縮されたと言われている」(p.745)となっていたものを、具体的な国名(「オランダ」「スペイン」「ドイツ」)、人名(「プロイセンのファルク博士」)を補足している。さらに修正案第5項の末尾は、「こうすることによって、政府は教育の質を大きく向上させ、費用を削減することができ、その一方で、我が国の労働人口は、大陸国家の労働人口と競争することが適うようになるのである」となっているが、実はこの一文の後半「我が国の」以下のヨーロッパ大陸諸国との労働者の質を競うという部分は、原案にはなかった。公的初等教育制度普及が決して進んでいるとは言えなかった19世紀後半のイギリスのヨーロッパ諸国に対する競争意識や、「イギリス産業の世界的優位性が益々危うくなってきているという認識に基づき、大英帝国の存亡がひとえに教育水準にかかっていると信じられていたというような時代的背景」(大田 1992, pp.5-6)を上手く利用しているといえよう。

19世紀後半に、一連の法律制定や改正を通じて急速に進んでいた初等教育の中央集権化についても、修正案では原案をさらに補足して強調している。原案においても、政府の教育に対する権限と責任強化の状況は明示されていた。第5項における「今や政府と教育事業の間には緊密な関係が築かれ、政府はこの国ではこれまでになかったほどの権力と責任を有するようになった」という箇所がそうであり、これはもちろん修正案でも変更されずに残っている。それに加えて、数カ所で説明が補足されたのである。

例えば、修正案第4項には「教育は今や国家的事業であり、子供達が読み書きを習うときに、学校を出てからの人生でもその練習を続けられるくらいまで習熟できなければ政府の目的は達せられたとは言えないであろう」とあるが、原案では最初の「教育は今や国家的事業である」のみ

で、後半の敷衍部分はない。同じく第4項の「1876年の教育法によって、一般に子供達は一定のスタンダードに達するまでは就業してはならないと定められており、そのスタンダードには、非常に複雑で矛盾した綴字法も含まれているのである」という箇所も、原案では「一定のスタンダードが定められている」という記述のみで、そのスタンダードにおいて綴字法がどうなっているかの記述はなかった。つまりこれらの箇所は、政府が基礎教育に責任を負っていること、そして読み書きや綴字の習得がその基礎教育のなかの重要な部分であることを強調しているのである。

そしてまた、修正案で強調された基礎教育の必要性から綴字改革を訴えるという姿勢は、一方で基礎教育向上・効率化以外の目的を抑える（少なくとも前面には出さない）ということも意味していた。修正案の第7項にある「我々は、新しい綴字法が社会全体に強制されることを望んではおらず、また我々の文学を学ぶことが難しくなったり、現行綴字法で印刷された書物の価値を損なったりするようなことも望んでいない」という一文は、原案にはなかったが修正案で付け加えられたのである。修正案でも、いずれは表音的綴字に全面移行することが望ましいという姿勢は完全に消されてはおらず、それは例えば第5項「もし我々が希望しているように、王立調査委員会の調査の結果として改良された綴字法が考案されたとすれば、政府は基礎学校、上級公務員試験、政府公文書においてその綴字法の使用を許可または奨励しさえすればよい」のであり、そうすることで現行の不規則な綴字法は徐々に改良綴字法に移行していくことであろう」という箇所にも現れている（下線引用者）。しかしこの下線部中の「その綴字法の使用を許可または奨励しさえすればよい」というところは、原案では「その綴字法の使用を奨励し究極的には要求しさえすればよい」となっていたのが、より抑えた表現に変更されたものであって、ここでも教育の向上・効率化を主目的とした綴字改革という姿勢がより明確になっているのである。

次に第2の特徴として重要なのは、この請願書においては「特定の綴字改革案の推奨はしない」という原則が貫かれていることである。請願書の「綴字の不規則性を取り除く最良の方法を提案することによって、調査の結果を先取りしてしまうことを望んではない」という姿勢や「我々請願提出者は主に、綴字の平易さ、首尾一貫性を増すこと、不規則性を最小限にすること、それと同時に知識と思考にとって有用なものを保護することを、求めているのである」という方針は、原案では第6項にあったものが修正案では第7項に移されたものの、内容としては一貫している。

19世紀後半のイギリスにおいて綴字改革を積極的に主張する人たちは、自らの考案した表音式綴字を発表し、その優位性を説くことに大きなエネルギーを費やすことが多かった。アイザック・ピットマンやアレグザンダー・エリス、エドワード・ジョーンズなどこれまでに名前を挙げた代表的な論者の他にも、同様の試みをした綴字改革論者は枚挙に暇がない。彼らは自らの改革案が英語の現行の綴字に比べて優れているだけでなく、他の綴字改革論者の案に比べても優れていることを主張するのが常であり、綴字改革論者同士の間ではこの点を巡っての論争が頻繁に見られた。ピットマンとエリスも一時は共同で「フォノタイプ」を考案したものの、その後どう発展させるかに関する見解が一致せず、袂をわかつことになったのである。そして綴字改革

を批判する多数派にとっては、改革するとは言っても賛成派の間でさえも具体案が一つに決まらないのではないか、というのが一つの極めて説得力のある論点にもなっていたのである。

ロンドン学務委員会の王立調査委員会設置の請願運動において具体的な案の検討を避けたのは、この時期の綴字改革運動が抱えていた問題点をはっきりと認識していたからでもあろう。ちなみに、この請願運動に対して学務委員会の外からも支援を送ることを目的として1877年5月29日に開かれた公開会議でも、具体的な案の検討を行わないということが討論会の間に何度も繰り返し確認されている。これはまだロンドン学務委員会内で綴字改革特別委員会が請願書原案を作成していた時期にあたるが、王立調査委員会の設置が目的であるという学務委員会の方針は理解され確認されていたことがわかる。

請願書の原案と修正案を比べると、原案でも具体的な案の提示はないものの、原案第8項では「表音式」(phonetic)、「語源的」(etymological)、「歴史的」(historical)などの語が斜字体で強調されてそれぞれの原則に基く綴字体系が説明され、サミュエル・ジョンソンの言葉も引用されている。これに対して修正案ではこれらの用語は使われておらず、「確実に望まれていることは、既存の文字を的確に首尾一貫して用いるべきだということであり、また調査の後に、同じ音を表す文字のなかでどれを優先させるかを定めること、および、思考の際の連想や多様性を記すために例外が認められるべきかどうかを決めることである」という原案第7項にあった記述が、第6項に移されそのまま保持されるに止まった。

請願書の第3の特徴は、同時代の綴字改革論者の言説に比べて、表現や論法がかなり抑制したトーンになっているということであり、その代表的な例が統計的数値の扱いが慎重になったということであろう。先に第2の特徴として具体案の検討をしないということを挙げたが、19世紀後半の綴字改革論の特徴として、自分の考案した新しい綴字案の優位性を主張するということと並んで顕著なのは、国内外の教育行政関連の統計的数値を引用して「科学的」な論（もしくは少なくとも「科学的」に見える論）を組み立てることであった。一例を挙げるならば、ジョージ・ウイザーズは『基礎教育における綴字の障害』(*The Spelling Hindrance in Elementary Education*, 1872, pp.7-8)において、枢密院教育委員会の1870-71年の報告書から児童数や各科目試験の合格者数などについての詳しいデータを引用しながら公的基礎教育の成果が十分に上がっていないことを示し、現行の綴字が読み書き教育を妨げているのだと論じる。またオックスフォード大学比較言語学教授のマックス・ミュラーも1876年『フォートナイトリー・レビュー』(*Fortnightly Review*)に書いた綴字改革支持の論考のなかで、エドワード・ジョーンズの引用だとして1870-71年、1873年、1875-6年の統計を援用して、綴字改革によっていかに基礎教育が効率化するかという議論を行っている(Müller 1876, pp.561-2)。そしてロンドン学務委員会の綴字改革運動の中心的存在であったジョン・ホール・グラッドストーンが著した『綴字改革：教育的視点から』(*Spelling Reform, from an Educational Point of View*, 1878, 2nd.ed. 1879)はまさにこうした統計的数値に依拠した綴字改革論の代表ともいってもいいくらい、議論がほとんど国内外の教育関連の数値を使って進められていた。

そのグラッドストーンが委員長を務めていたのであるから当然とも言えることであるが、ロンドン学務委員会の綴字改革特別委員会が作成した請願書原案では、綴字改革の必要性を説明する箇所では統計的数値が頻繁に用いられていた。例えば「よい綴字法は、基礎教育の就学期間を少なくとも1年は短縮する。つまり、生徒は8年かかる勉強を7年で終えることができるのである。これによって節約できる金額は、ロンドン学務委員会だけを見ても、1年に4000ポンド以上であり、イングランドの基礎学校全体でいえば、少なくともこの20倍になるだろ」がその一例である。しかし修正案ではそうした記述は一切削除された。第1の特徴の説明に際して指摘した原案第2項にあった「その結果子供達に読み方を教える時間が半分に短縮されたと言われている」という記述が、修正案では削除されただけでなく、「少なくとも1年」、「8年が7年」、「1年に4000ポンド」、「少なくとも20倍」といった表現が用いられた第3項も大きく変更された。修正案では具体的な数字が省かれ「現在の綴字法は時間と精神的エネルギーを浪費するものである」とだけ記されたのである。さらに修正案では、無駄に費やされている時間やエネルギーは読み書きの基礎教育以外の科目に使えるはずだと述べつつも、「このように無駄に使われている時間やエネルギーの価値を見積もることは不可能であるが、非常に大きなものであるに違いない」と具体的な量的判断は避けているのである。

前述のように、綴字改革特別委員会が作成した原案に具体的な数値が多用されていたのは、委員長グラッドストンの影響によるところが大きかったと考えられる。80頁からなるグラッドストンの『綴字改革：教育的視点から』は、1881年に言語学会が独自の綴字改革案を作成した際にも重要文献として挙げられており（*Philological Society* 1881, p.3）、基礎教育の立場からの綴字改革論の基本文献と見なされていた。その構成は、序文のあと「読み方と綴り方を学ぶのに使われている時間」「節約可能な時間」「簡略綴字のその他の利点」「綴字変更への反対意見」「諸外国での綴字改革」「結論」「付録」となっており、あくまでも、読み書き教育にかかる時間の短縮が議論の焦点であった。グラッドストーンは、多数の基礎学校の時間割表を調査すると同時に、読み書きを教える教師から聴き取りを行って、これらの調査を行ったという（*Gladstone*, 1879[1878], p.3）。その結果、子供たちが「平均8年間」学校に通い、「平均2,320時間」は綴り方、読み方、ディクテーションに費やすことや、世俗教育の「32.2%」の時間、学校での教育時間全体の「27.3%」の時間が、綴り方・読み方・ディクテーションに充てられていることなどが指摘された。本文中に簡単に示されるこれらの数値の算出方法は、今日の視点から見るととても科学的には見えないが、それはさほど重要なことではない。それを言うならば1870年代の読者でも、少なくとも知的批判能力のある人は、「英語の正書法がイタリア語と同じくらい忠実に発音を表していたならば、読み方と綴り方を教える時間と費用が少なくとも半分は節約できるだろうということは、様々な事実や議論から導いた公正な推論と言えるようだ」（pp.20-1）という記述が、極めて説得力を欠き実証的な議論に耐えないものであることはわかったのではないか。そしてそのことは、若くして化学者として高い評価を受けて王立協会会員にまでなったグラッドストーン自身にもわかっていただろうか。ただ綴字改革論者の間では、こうした議論が効果的であると考え

られていたのではないだろうか。

請願書の修正案で「このように無駄に使われている時間やエネルギーの価値を見積もることは不可能であるが、非常に大きなものであるに違いない」と書かれたのは、統計的数値を多用した論法が積極的な綴字改革支持者の間では有効とされていたものの、それ以外の人々から理解を得ることは難しかったため、最大公約数的に賛同を得られる見解として「非常に大きなもの」に至ったのではないかと思われる。

この他にも、請願書原案と修正案を比較すると、綴字改革論者特有の時として過激で極端な言説が、極力穏やかな表現に改められた箇所が散見する。その中の一例として、現行の綴字の不規則性を批判する調子の厳しさが弱まった点を挙げておこう。原案の第6項の「知識の妨げとなる変則箇所」は、同じ文を第7項に移した修正案では単に「変則箇所」だけになり、同じく原案第6項の「これらの難点を取り除くことが必須である」は、修正案第7項の「よりよい綴字法が必須である」となった。

以上本節では、1878年1月18日にロンドン学務委員会を中心とする代理人団によって枢密院教育委員会に提出された綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書に関して、ロンドン学務委員会の機能、請願書の内容、請願提出運動の背景と経過、請願書の特徴を順に論じてきた。次節では、ロンドン学務委員会の綴字改革運動を考えるもうひとつの視点として、読み書き教育(特に読み方教育)との関連について考える。

第2節 『読み方教授法報告書』(1878)と綴字改革運動

2.1 『読み方教授法報告書』作成の時期

現在、ロンドン学務委員会に関する資料は、議事録を初めとしてその多くがロンドン・メトロポリタン・アーカイヴ(London Metropolitan Archives)に所蔵されているが、その中に『読み方教授法報告書』(*Report on the Methods of Teaching Reading*)という60ページ余りの報告書がある。学校管理委員会が学務委員会からの諮問に応じて、小委員会を設置して調査を行い作成したもので、報告書自体に作成年月日は記されていないが、ロンドン学務委員会議事録を参照すると、1878年4月10日の会議で、学校管理委員会から学務委員会へ報告されたことがわかる(*Minutes*, Vol. VIII, pp.683-690)。

学務委員会からの諮問があったのは1877年7月4日のことで、「学校管理委員会に対して、現行の綴字法もしくはその他の綴字法を用いて、読み方を教える最良の方法を調査し、推奨される教授法(複数可)を試行する方法を考えることを命じること」(*Minutes*, Vol. VI, p.828)が決議されたのであった。そもそもの動議は6月13日の会議でエヴァン・ダニエルが予告しており、7月4日にはマーク・ウィルクスが動議の採択を支持して議論がなされた。1877年の6月13日や7月4日といえば、ロンドン学務委員会では綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書が

議論されていた時期である。綴字改革特別委員会が作成した請願書原案が議論されたのは6月13日の会議であり、修正案が可決されたのは7月25日の会議であった。

この時期の重なりは偶然ではなかった。従来の綴字改革史研究やロンドン学務委員会研究では指摘されていないことであるが、『読み方教授法報告書』はロンドン学務委員会の綴字改革運動の一環として作成されており、学務委員会はこの報告書を通じて、綴字改革の具体的な実現方法を提示しようとしたのである。それゆえに、『読み方教授法報告書』は、ロンドン学務委員会が、監督する基礎学校のどのような実情を踏まえて、どのような綴字改革を想定していたのか、また実現可能性はあったのかを探る上で、貴重な資料となっているのである。

王立調査委員会設置の請願書のなかでは、具体的な綴字改革案を提案することは意識的に避けられていたことを、第1節では指摘した。確かにロンドン学務委員会では具体的な改革案の検討はしていないが、『読み方教授法報告書』に記されたさまざまな新しい教授法や、それを使った実験の報告は、ロンドン学務委員会としての具体的な綴字改革の模索であったとも捉えられるのである。

以下本節ではこの報告書を資料として、ロンドン学務委員会内で構想された綴字改革の試みについて論を進める。まず2.2では『読み方教授法報告書』を作成したロンドン学務委員会メンバーと綴字改革特別委員会との関連について考え、2.3で『読み方教授法報告書』の構成について紹介する。2.4では『読み方教授法報告書』作成が綴字改革運動の一環としての試みであったことを内容分析を通じて論じ、2.5では当時の読み書き教育のあり方に大きな影響を与えていた「出来高払い制度」と綴字改革運動の関連を考える。

2.2 『読み方教授法報告書』作成メンバーと綴字改革特別委員会

『読み方教授法報告書』が、ロンドン学務委員会内の綴字改革運動と密接に関連していたことは、『読み方教授法報告書』作成に関わった委員と王立調査委員会設置の請願に関わった委員の顔ぶれを比べて見ればよくわかる。『読み方教授法報告書』作成委員の大多数が、ロンドン学務委員会での綴字改革運動に積極的に取り組んでいるメンバーだったからである。

報告書作成にあたった学校管理委員会内小委員会のメンバーは議事録には残っていないが、『読み方教授法報告書』のなかの聞き取り調査記録部分に名前と発言があがっているところから、エヴァン・ダニエル、マーク・ウィルクス、ジェームズ・アランソン・ピクトン、ジョン・ホール・グラッドストーン、チャールズ・リード、ヘレン・テイラー、アリス・ウェストレイク、トマス・エドマンド・ヘラー、ジョン・ロジャーズの9人であったと推測される。このなかで、ダニエル、ピクトン、グラッドストーン、リード、テイラー、ウェストレイク、ヘラーの7人は、綴字改革特別委員会のメンバーでもあった。特別委員会のメンバー15人のなかにも綴字改革に対する方針や積極性にはばらつきがあったことは、議事録に残されている王立調査委員会設置の請願運動について出される議題や動議への賛否の表明記録を見れば明らかであるが、『読み方教授法報告書』に名前のあがっている7人の中では、ピクトン以外の6人はそれぞれの局面ではほぼ同じ

投票行動をとっており、いずれも、綴字改革に積極的な姿勢を見せていた。

『読み方教授法報告書』を作成したなかで、綴字改革特別委員会に入っていないのは、ジョン・ロジャーズとマーク・ウィルクスであるが、ロジャーズは学校管理委員会の委員長であり、綴字改革特別委員会には入っていないものの、例えば1877年5月29日の綴字改革公開会議にも主催者として名前を連ねるなどして支持の姿勢を見せていた。またどのような事情があったのか定かでないが、綴字改革特別委員会が作成した王立調査委員会設置の請願書案に署名したのは、原案の段階ではグラッドストン、アンガス、ウェストレイクであったが、最終的に7月25日に採択された修正案ではウェストレイクに変わって、ロジャーズが3人目の署名を行っている(*Minutes*, Vol. VII, p.984)。

一方、マーク・ウィルクスは、『読み方教授法報告書』作成に携わった9人のなかでは数少ない綴字改革消極派であった。例えば1877年3月7日の学務委員会会議で、ジョゼフ F. B. ファースが地方学務委員会からの返信を受け取った後の方針として、ロンドン学務委員会として請願書作成など具体的作業を行うのに反対するという動議を提出したときに、動機採択を支持したのはウィルクスであった(同上, p.361)。また最終的には可決された請願書の修正案が議論された1877年7月25日の会議でも、この案を再び綴字改革特別委員会に差し戻すというジョン・コックスヘッドの動議を支持し、それが引き下げられると修正案の第3項から第6項までを削除するという動議に賛成票を投じ、それも否決されると請願書修正案の採択決議に反対票を投じている(同上, pp.984-5)。「数少ない慎重派」と上で述べたのは、『読み方教授法報告書』作成に携わったなかでウィルクスの古くからの友人で綴字改革特別委員会のメンバーでもあったピクトンも、グラッドストンら他の7人に比べると綴字改革に対して消極的であり、ウィルクスと同じく修正案の第3項から第6項までの削除を支持していたからである。ただピクトンは最終的に修正案の採択には賛成している。

いずれにしても、作成時期および作成に携わった委員の顔ぶれから『読み方教授法報告書』がロンドン学務委員会の綴字改革運動の具体的なヴィジョンを描く資料であったと判断することは妥当であろう。

2.3 『読み方教授法報告書』の構成

『読み方教授法報告書』は、小委員会の見解をまとめた冒頭の「報告」(report)部分(pp.iii-viii)と、16人の証人を対象とした聞き取り調査の詳細が記されている「証言」(evidence)部分(pp.1-50)から構成されている。「報告」部分はロンドン学務委員会の1878年4月10日の会議議事録に収録されているが、「証言」は会議では別添資料として提出された。なお本稿の引用は「報告」と「証言」を合冊とした『読み方教授法報告書』から行っている。

『読み方教授法報告書』の目的は2つあった。一つは、ロンドン学務委員会監督下の基礎学校における読み方教育の実情を調査して問題点を把握することであり、もう一つは、優れた読み方教授法を調査して、基礎学校における実験的導入を推奨することである。報告書は聞き取り調査

に基いて作成された。

聞き取り調査は、1877年10月15日から、29日、11月12日、26日、12月10日、の計5回にわたって、教師や関係分野専門家合計16人を対象に行われた。16人の証人のなかの11人は、ロンドン学務委員会の監督下にある基礎学校で「読み方教育において著しい成功を取めている」（『読み方教授法報告書』 p.i）とされる教師で、いずれも幼児学校長、小学校女子部校長、小学校長などの役職についており、男女の内訳は女性教員8人、男性教員3人であった。残りの5人の証人は、勅任視学官アシスタント1人、実験的読み方教授法の考案者または実践者4人である。

報告書冒頭の6ページからなる「報告」部分は最初の4ページで現在の読み方教育の現状が整理されており（pp.iii-vi）、後の2ページで今後実験的導入が望まれる教授法が紹介されている（pp.vii-viii）。「報告」は形式上は前半と後半に分かれているわけではないが以下便宜的に前半を「現状分析」、後半を「実験的教授法推奨」と呼ぶ。

前半の「現状分析」は11人の基礎学校教師（校長）を対象に行われた聞き取り調査の結果に基づいている。調査時の質問は、幼児学校長と小学校長で一部異なる。幼児学校長に尋ねられたのは、「読み方をどのように教えているか」「アルファベットをどのように教えているか」「文字の音価をどのように教えているか」「子供に綴りを教えるか」「見習い教師について」「一字一音対応の拡大アルファベットがあれば、読み方教育に有用だと思うか」「補助記号を使用したり黙字を工夫して印刷することについてどう思うか」「表音式綴字の導入についてどう思うか」「読み方の教科書は何を使っているか」「どのような教員養成訓練を受けたか」「読み方を学びはじめる年齢とその後の成果について」「学級内の人数」「語彙をどのように増やすか」「詩を教材に用いているか」「読み方の時間数はどれくらいあるか」などであった。一方、小学校長に対しては、幼児学校長に対するのと同じく、読み方教授法、読み方授業時間数、使用教科書、学級人数、語彙補強方法、詩の活用、拡大アルファベット、補助記号・印刷上の工夫、表音式綴字導入に関する質問がされる一方で、幼児学校長とは異なる質問として「幼児学校から入ってきた子供たちにどれくらいの読み方能力を期待するか」「小学校から入ってきた子供たちや、遅れた子供たちにどのように読み方を教えているか」「クラス全体での一斉音読と個別音読の時間配分をどのように行っているか」「読み方の教材として子供たちはどのようなものを好むか」「基礎教育科目以外の科目と読み方授業との関連付け」などもあった。また、アルファベットの教え方や音価の教え方など幼児学校長に対しては向けられた読み方入門期に対する質問は、小学校長には原則として尋ねられていない。

これらの問いに対する回答は、1870年代後半の基礎学校での読み方教育の具体的な一面を伝えるものでありそれ自体非常に興味深いものであるが、読み方教育一般の考察は本論の範囲を超えるものである。次項では、本論の主題であるロンドン学務委員会における綴字改革の取り組みとの関連から「読み方をどのように教えているか」という問いへの答えを中心に、この報告書の内容を紹介し分析する⁴¹。

2.4 『読み方教授法報告書』の内容：現状と提案

『読み方教授法報告書』は、「現行の綴字法もしくはその他の綴字法を用いて、読み方を教える最良の方法を調査し、推奨される教授法（複数可）を試行する方法を考えること」という学務委員会の指示によって作られており、その中心は、具体的な教授法の調査となっている。

「報告」前半の現状分析のなかでは、四つの読み方教授法「アルファベティック・メソッド (Alphabetic Method)」「フォニック・メソッド (Phonic Method)」「ルック・アンド・セイ・メソッド (Look-and-Say Method)」「混合メソッド (Mixed Method)」が紹介されており、後半の実験的教授法推奨部分では、「フォニック・メソッド (Phonic Method)」「フォネティック・メソッド (Phonetic Method)」「リー・メソッド (Dr. Leigh's Method)」「ソネンシャイン・メソッド (Mr. Sonnenschein's Method)」が紹介されている。以下順に説明する。

現状分析のなかで最初に紹介されている「アルファベティック・メソッド」は、まず、アルファベットの文字の名前を教え、それから文字を組み合わせて音節、単語へと進む方法で、単語を学ぶ際にはまず文字の名前を使って綴りを確認し、それから語を発音する方法である。報告書は、この教授法は子供たちが単語の音から各文字の音価を各自で推測しなければならない帰納的な方法であるので「方針として間違っており、実用上も退屈なものであろう。」(p.iii) と否定的な評価を下している。

次の「フォニック・メソッド」は文字の名前ではなく音価を最初に教えて、単語を教える際には、その語を構成する文字の音価を教えるから単語全体の発音を教える方法である。報告書はこの方法を「真に統合的な方法である」と肯定的に評価しつつも「完全に適用するにはアルファベットの拡大および綴字の改革が必要である」(p.iv) と述べている。後に実験的に導入すべき教授法として提案されている4つの教授法が、いずれも基本的にはフォニック・メソッドを応用させたものであることから、この教授法に対する評価の高さが窺えるであろう。

3番目の「ルック・アンド・セイ・メソッド」は文字通りまず語全体を見て、単語全体の形と単語全体の音を結びつけるものである。これについて、報告書では「分析と比較によって」(p.iv)、各文字の音価を推測することを指摘しつつも、この教授法についての言及は短く、評価も行っていない。

4番目の「混合メソッド」は前述の3つの教授法から複数を併用するものであり、厳密にいうとこれら4種類の教授法を並列で論じることはできない。実際のところ実際に聞き取り調査の対象となった11人の基礎学校の教師たちはいずれも複数の教授法を併用していると答えており、「混合メソッド」に該当するのである。報告書ではこの状況について「アルファベティック・メソッドを用いる教師も、文字の名前だけでなく音価も教えようとしていたし、フォニック・メソッドを用いる教師も、実際は多くの語をルック・アンド・セイ・メソッドで教えざるを得ない。単語を全体として教える教師も、子どもたちがこれまでに見たことがない語を読めるようにするには、語を音の要素 (phonic elements) へと分解することになる」(p.iv) と分析している⁵⁾。

聞き取り調査で「読み方をどのように教えているか」と問われた基礎学校教師たちの回答は

「フォニック・メソッドとアルファベティック・メソッド併用」が3名、「フォニック・メソッドとルック・アンド・セイ・メソッド併用」が2名、「低学年はルック・アンド・セイ・メソッド、学年が上がるとフォニック・メソッドやアルファベティック・メソッドを併用」2名、また、独自の工夫を加えつつフォニック・メソッドを中心に使っているという答えが3名、また「一般的な方法」というもののその具体的内容はよくわからない答えが1名であった。

ここからは、結果的にほとんど全員が「混合メソッド」を用いているとはいうものの、聞き取り調査に協力した教師たちの間では文字の音価を重視するフォニック・メソッドが特に広く用いられていたことが窺える。なお、フォニック・メソッドは使わないとはっきり述べているのは、ミセス・ワッツ (Mrs. Watts) であり (p.16)、また、使わないと明確には答えていないが、質問への受け答えからはフォニック・メソッドを使っていないようなのはミスター・プライス (Mr. Price) (pp.23-4) である。この2人はいずれも小学校長である。一方、読み方入門期の子供たちを主に指導する幼児学校長はいずれも、フォニック・メソッドを取り入れた読み方教授を行っていたことがわかる。

次に「報告」後半 (pp.vii-viii) の実験的教授法推奨についてみておこう。新しい教授法として試行が推奨されているのは、「フォニック・メソッド」、「フォネティック・メソッド」、「リー・メソッド」「ソネンシャイン・メソッド」の4種類の教授法である。

ここで「フォニック・メソッド」として紹介されているのは、「報告」前半の現状分析のなかで紹介された文字の音価を用いて読み方を教える「フォニック・メソッド」の一種で、ウィリアム・ロビンソン (William Robinson) の考案した教授法である。現行のアルファベットおよび綴字を変えることはないが、補助記号および印刷上の工夫をすることで、綴字から音がわかるように工夫した表記体系を使う教授法である (p.vii)。本稿では、以下、文字の音価を用いて教える方法の総称としてのフォニック・メソッドとロビンソン氏のフォニック・メソッドを区別するために、必要に応じて前者を「フォニック・メソッド (総称)」、後者を「ロビンソン式フォニック・メソッド」と表す。

『読み方教授法報告書』に具体的な書名は上がっていないが、ロビンソンには1862年に出版された *The Pronouncing Reading Book, for Children from Five to Ten Years of Age*, 1868年の *The Wakefield Spelling Book*, 1876年に出版された *Phonic Reading and How to Teach it. Being the Introduction to the 'Phonic Reading Book'* および *A Phonic Reading Book* (第2版) といった著作がある (Michael 1985, pp.558-9)。筆者は現時点でこれらの本を未見なので、聞き取り調査の中でこの教授法について述べたミセス・ハーパー (Mrs. Harper) の説明 (『読み方教授法報告書』 pp.42-7) に基づいて、ロビンソン式フォニック・メソッドの特徴を記す。

ロビンソン式フォニック・メソッドに特徴的な補助記号は、たとえば、aという文字が複数の音を表しうるので、<cat>の<a>は、そのままであるが、<fate>の<a>には上にバーを付け、<far>の<a>にはウムラウトを付け、<small>の<a>は曲折アクセント記号を付けるというように用いる (p.44)。一音一記号 (= 字 + 補助記号) 対応の原則を徹底させ、一方で、黙字は斜字体

で表す (p.46)。こうした補助記号や活字上の工夫は子供たちが読み方を習得するに従って省かれることになる。

ロビンソン式フォニック・メソッドについて、詳しい報告を行ったミセス・ハーパーは、リーズの基礎学校教師であるが、リーズ学務委員会監督下の学務委員会ではまだ半年しか教えておらず、それ以前はリーズ近郊の内外学校協会のウェイクフィールド・ランカスター方式学校 (Wakefield Lancasterian School) でロビンソン式フォニック・メソッドを使って読み方を教えた経験を持っていた。ロビンソンには *The Wakefield Spelling Book* などの著作もあり、また他の教科書もマンチェスターで出版されていることから、ミセス・ハーパーの教えていた小学校があったのは、地理的に、ロビンソン式フォニック・メソッドの影響力の強い地域であったと推測される。

ウェイクフィールドのこの学校で、ロビンソン式フォニック・メソッドを使って読み方を教えていたときにミセス・ハーパーは、毎年政府の勅任視学官の視察を受けており、その評価は総じて好意的なものであった。聞き取り調査では、1858年から1877年までの視学官による報告 (ただし1862年から65年の分は紛失したという) の該当評価部分が読み上げられた。例えば、1870年に視学官ベイリー (Bailey) は「ここで用いられている読み方教授法は、年少の子供達にとって読み方を遥かに簡単なものとしているようであり、特筆に価する」(p.43) と書いている。

『読み方教授法報告書』では、4つの教授法を実験的に基礎学校に導入することを推奨するなかで、特にこのロビンソン式フォニック・メソッドを強く推しており、他の教授法は「1校以上」(one or more) での導入が推奨されているのに対して、ロビンソン式フォニック・メソッドは「数校」(some) での導入が提案されている。その理由として、やはり既に長年にわたる実験が行われており勅任視学官の評価に耐えた方法であるという証言の影響は大きかったのではないかと思われる。報告書で紹介されている他の実験的な読み方教授法では、視学官の視察を受けていなかったり、受けていても低い評価しか受けられなかったという報告がされていたからである。

次に推奨されている「フォネティック・メソッド」は、一音一字対応の表音式アルファベットおよび表音式綴字を用いた教授法であった。報告書「報告」部分では、具体的な名前は挙げていないが、聞き取り調査に応じたジョン・マーティン (John Martin) の説明や、『読み方教授法報告書』を受け取ったロンドン学務委員会がそれを審議した後に、学校管理委員会に権限を与えて実際に行わせることにした実験の内容を見ると、このフォネティック・メソッドがアイザック・ピットマンの表音式アルファベット「フォノタイプ」を用いることを想定していたことがわかる。フォノタイプにはいくつもの版があるが1847年版を例にすると、表音式原則を貫くために19の母音字と21の子音字の大文字、小文字が定められていた。この拡大アルファベットを利用した読み方教授法が「フォネティック・メソッド」として報告されたものである。報告書では、一字一音対応がとられること、二重字、三重字、黙字がないことが、長所として挙げられている。

証人として調査に協力したジョン・マーティンは、現在はシェフィールドの学校で教えている

が、アイルランドの公立小学校に勤務していたときにフォノタイプを用いて読み方を教えたという。マーティンの実験に対する視学官の反応は厳しいものだったことが報告されている。実験が軌道に乗ったのは1872年であるが、その年は、視学官が表音式綴字の使用への偏見を持っており、6歳から8歳の子供たち8人がこのメソッドで読み方を学んでいたのだが、視学官は全員を不合格としてしまったというのである（試験がどのスタンダードのものであったかについては言及されていない）。翌年は、子供たちの読み書き能力も更に向上したので、視学官の考えは変わり、全員が合格となったというが、さらにその翌年には視学官が変わり、この新しい視学官は再び非常に厳しい評価を与えたという (pp.36-42)。

「フォネティック・メソッド」では、拡大アルファベットや表音式綴字を用いて読み方の基礎を教えた後、最終的には普通綴字に移行してそれを用いて書かれた本を読めるようになることが目指されている。ジョン・マーティンの証言では、アイルランドでの実験において子供たちがどの段階で普通綴字への移行を始めたのかなどが不明であり、『読み方教授法報告書』でもこの点への懸念が示された (p.vii)。

3番目の「リー・メソッド」は、アメリカのエドウィン・リー (Edwin Leigh) が考案した「プロナウンシング・オーソグラフィ (Pronouncing Orthography)」を用いる教授法である。現行の綴字は変えないが、黙字を薄く印刷したり、<th><ch>などの二重字を合字として印刷したりする印刷上の工夫によって、発音しやすくするものである。リーはミズーリ州セントルイスで1866年から1870年までこの方法で読み方を教えており、その成果を1873年の全米教育協会 (National Education Association) 大会で "Elementary Reading: the Phonetic Method with Pronouncing Orthography in its Relations to Other Methods"として報告している (Tauber 1958, pp.121-2)。

実は、ロンドン学務委員会の『読み方教授法報告書』作成のための聞き取り調査では、リー・メソッドの考案や実践に携わった証人はいなかった。それにもかかわらず報告書の推奨する4つの教授法のなかにこれが加えられたのは、リー・メソッドに関連するさまざまな文献を報告書作成小委員会に提供したロンドン学務委員会議長チャールズ・リードの影響力であったと思われる (『読み方教授法報告書』 p.viii)。報告書には書かれていないが、チャールズ・リードは1875年にブライトンで開かれた会議 (Social Congress) で既にリー・メソッドを紹介しており、1876年のフィラデルフィア万国博覧会に関する議会への報告書のなかでもリー・メソッドを推奨していた (Conference Report, p.37)。リードは1867年にセントルイスの学務委員会がリー・メソッドをセントルイスの全ての小学校 (primary schools) に導入することを決めたことにも注目していたようである。ロンドン学務委員会議長として、アメリカの学務委員会が実際に推奨し試行に踏み切ったこの読み方教授法こそが、ロンドンで実験的に導入する読み方教授法の有力候補であると考えていたものと思われる。

4番目の「ソネンシャイン・メソッド」は、アドルフ・ソネンシャイン (Adolf Sonnenschein) が、ジョン・ミーケルジョン (John Miller Dow Meiklejohn, 1836-1902) との共著 *The English*

*Method of Teaching to Read*のなかで示した読み方教授法である。聞き取り調査にはソネンシャイン自身が答えて詳しく説明し、『読み方教授法報告書』にはメソッドの概要を示す資料も2ページ分付されている(『読み方教授法報告書』pp.25-30)。内容としては、ソネンシャイン自身が「フォニク・メソッド(総称)」と「ルック・アンド・セイ・メソッド」を組み合わせたものだと言っているように、音節を形成する文字列とその音の結びつきを「ルック・アンド・セイ」式に身につけ、それを構成要素として語全体の綴字と音を考えるものである⁶⁾。

ソネンシャインは、聞き取り調査で、自分の読み方教授法を実際に使って読み方を教えたことはないが、『スクールボード・クロニクル』1877年4月14日号に、この教授法を用いた実験の様子を報告したミセス・インマン(Mary Ann Inman)の投稿が掲載されたと言っている(『読み方教授法報告書』pp.25, *SBC*, April 14, 1877)。実際インマンは1874年3月21日号にもソネンシャイン・メソッドの基礎学校使用を考慮するよう学務委員会に呼びかける投稿をしており、他の学校でも小規模ながら実験的に使用されたことを述べている。ただ、これらの学校はいずれも視学官の視察などは受けなかったようである(*SBC*, March 21, 1874)。

『読み方教授法報告書』ではフォネティック・メソッド、リー・メソッド、ソネンシャイン・メソッドともに一校かそれ以上の学校での実験的使用が推奨された。

2.5 『読み方教授法報告書』と綴字改革運動

さて、このような構成および内容の『読み方教授法報告書』であるが、2.1でも述べた通り、この報告書は基本的には綴字改革を念頭におき、表音式綴字の教育的使用を導入するために作成されたものであった。このことは、報告書の中でも特に次の3点において明確に現れている。第1に、報告書のなかで実験的使用が推奨されている4つの読み方教授法が、現在のロンドン学務委員会管轄下の基礎学校で行われている読み方教育の現状分析を通じて明らかにされた問題点への、直接的な解決策となっていない点。第2に、「報告」後半において、ロンドン学務委員会管轄下の基礎学校での実験的導入が推奨されている4つの読み方教授法は、いずれも基本的に音と文字、音価と表記の関係を修正しようというものであるという点。そして第3に、基礎学校の教師を対象とした聞き取り調査では、表音式綴字の導入について肯定的な答えを引き出すための質問が意図的になされているという点である。以下、順に説明していこう。

まず第1点目の、読み方教育の現状調査によって指摘された問題点と提案されている実験的教授法との直接的関連がないという点についてである。前半の議論で列挙された問題点を踏まえて、新しい教授法を提案するならば、現行の「アルファベティック・メソッド」「フォニク・メソッド」「ルック・アンド・セイ・メソッド」をどのように組み合わせることがもっとも効果的であるか、また、どのように併用したとしても解決できない問題はどこにあるのかなどを考えていくのが妥当であろうと思われる。しかしながら、後半で提案される「(ロビンソン式)フォニク・メソッド」「(ピットマン式)フォネティック・メソッド」「リー・メソッド」「ソネンシャイン・メソッド」は、これまで実験的に使用されたことがあり、ある程度の成功を収めていること

が聞き取り調査によって明らかにされているものの、それが現在の教授法と比べてどのように優れているかという具体的な見通しは示されていない。むしろ、現状の抱えている具体的問題点およびその改善方法とは連続性のない、一段飛躍したものとして、提案されている印象さえ受ける。

現状分析と推奨する実験的教授法の間こうした乖離は、『読み方教授法報告書』作成者の側でも意識されていたのであろう。幾分言い訳めいた2段落が、現状分析と実験的教授法推奨の間を繋ぐものとして置かれている。一部を引用すると「読み方教授法にどのような名前がつけられようとも、究極的には、これらの教授法は、人間精神の基本法則に基づいていなければならない。唯一の違いは、教授法の中にはこの法則を活用する教授法と、この法則に違反する教授法があるということである。教授法よりもはるかに重要なのは、その教授法を使用する教師の知性である。とはいうものの、一つだけ、読み方学習が大いに簡単になるかもしれない方法がある。つまり、克服しなければならない困難を軽減する方法である」(pp.vi-vii, 下線引用者)。「とはいうものの」の後で突然「克服しなければならない困難を軽減する」という解決法が提案されるが、これはつまりは表音原則が一貫していない表記システムを改めることを指しており、引用部分前段での主張、つまり教授法よりも個々の教師の資質が重要であるという主張から、唐突な論の飛躍となっている。

実際のところ聞き取り調査に応じた基礎学校の教師たちは、自分の用いている読み方教授法自体についての不満や改善の必要性はほとんど語っていない。彼らが訴えていたのは主にクラスの人数のことで「読み方の授業は15人か20人くらいのクラスを教えて、一人ずつで音読する回数を増やすことで改善できる」(ミセス・テイラー, p.8), 「アルファベットを教える入門期は50, 60人を一斉に教えているが、25, 30人が望ましい」(ミセス・ウィッテンバリー, p.10), 「15人か20人くらいのクラスが理想的だが、実際は35人から40人のクラスを教えなくてはならない」(ミセス・コックス, p.12)などの発言があった。確かに『読み方教授法報告書』ではこうした現状をふまえて、クラスの適正人数について「スタンダードIからIIIまでの読み方の授業は、1クラスが30人を超えるべきではない」(p.v.)と述べている。しかし提唱される4つの読み方教授法自体は、こうした学級人数の問題には全く対応していない。

第2点として、推奨されている4つの教授法のうち3つまでが英語の書記体系における表音原則の一貫性を徹底させる教授法だということも、表音式綴字への綴字改革が意識されていることの現れであるといえよう。「ソネンシャイン・メソッド」以外の3つの教授法は、文字の名前や語全体の形ではなく、個々の文字の音価を基本として教え、演繹的に語全体の音を教えるという点で、基本的には当時使われていた「フォニク・メソッド(総称)」と同じである。なるほど、聞き取り調査に応じた11人のロンドンの基礎学校教師たちは、多かれ少なかれ「フォニク・メソッド(総称)」を使用しており、この方向で教授法を改善することは妥当かもしれない。しかしながら、聞き取り調査の中で彼らは今用いている「フォニク・メソッド(総称)」への不満をもらしていたわけではなく、むしろ彼らの悩みが別のところにあったことは、先に指摘した

通りである。

聞き取り調査を行った基礎学校の教師たちが、現在の自分の読み方教授法を改善する必要を特に認めていないという点は、次の第3の特徴とも関わってくる。つまり、聞き取り調査において質問者は、かなり意図的に表音式綴字や表音原則の貫徹した書記体系への支持を教師たちから引き出そうとしたが、それは必ずしも基礎学校の教師たちの抱えていた問題や関心とは重ならなかったということである。

「一音一字対応の拡大アルファベットがあれば読み方教育に有用だと思うか」「補助記号を使用したり黙字を工夫して印刷することについてどう思うか」「表音式綴字の導入についてどう思うか」という質問は、『読み方教授法報告書』作成の委員たちにとっては最も核心的な問いであったと思われる。彼らが導入したいと考えていたのは、拡大アルファベットであり、補助記号や別活字などを使って文字の表す音がわかるようにした教科書であり、表音式綴字であったことが、こうした質問をめぐるやりとりから浮かび上がってくる。

聞き取り調査を受けた11人の基礎学校の教師たちのなかで、拡大アルファベットや補助記号、表音式綴字などの導入について、どちらかという肯定的であるのは5人、否定的であるのは6人であった。そして肯定的な教師であっても、拡大アルファベットや補助記号・印刷上の工夫については「一音一字対応は長所であろう」「黙字の印刷を工夫するのは有用」としつつも、表音式綴字については慎重であった。「(表音式綴字の導入は)教師の労働と子供の就学時間の短縮になるが、途中で普通綴字へ移行する必要がある。普通綴字への移行直後は困難があるだろうが、やがて克服されるだろう」「普通の綴字への移行が難しいだろう」などの回答がなされている。拡大アルファベットについて「40字、50字、60字に増えても大丈夫か」と尋ねられて「私の経験から言うならば子供たちに文字を教え、気をつけて読むように教えることは大して難しいことではありません。子供たちはほとんど自然に身につけてしまうようです」(p.6)と答えた幼児学校校長ミセス・リチャード(Head Mistress of the Infants' Department of the Broad-Street, Ratcliff School)でさえも、表音式綴字の導入後、普通の綴字移行することは難しいだろうかと尋ねられると「はい。最初は難しいでしょう。けれども時間が解決するでしょう」(p.6)と慎重な返事をしている。

一方、拡大アルファベットや表音式綴字の導入に否定的な意見を表明する教師たちに対しては、質問者の側がさらに詳しく質問を重ね、時には誘導尋問とも取れそうなやりとりを行っていることさえあった。たとえば幼児学校長ミス・ウィッテンバリーへ(Head Infants' Mistress of the Turin Street, Bethnal Green, Board School)の聞き取り調査の記録がその一例である(pp.9-11)。

フォニック・メソッドを中心に、ルック・アンド・セイとも併用するというウィッテンバリーは、聞き取り調査を行っているエヴァン・ダニエルやジョン・ホール・グラッドストーンが進めようとしている新しい読み方教授法には全く賛同していなかったようである。グラッドストーンらは、拡大アルファベットや、補助記号・黙字の別活字使用など印刷上の工夫についての意見を尋ねたのに対してウィッテンバリーから都合のよい答えが得られなかったためか、いろいろな例を出し

てきて、なんとか表音式綴字導入に肯定的な言葉を引き出そうと腐心している。やや長くなるが、やりとりを引用してみよう。

(エヴァン・ダニエル)「もっと完全なアルファベットを導入したら、読み方の習得は早まると思いますか」(ウィッテンバリー。以下同様の問いと答え)「いいえ。アルファベットの拡大は望みません」

「異なる文字に対しては異なる音に対応するようになれば、助かるのではないですか？そのほうが、今の教授方法よりも簡単なのではないですか？たとえば、<bat>の<a>と<ball>の<a>のように、短いaと広いaのことを考えてみてください。こうした難しさをどうしているのですか？」「その点について考えたことはありません」

「補助記号の使用について意見はありますか」「いいえ」

「そうしたものの導入を望みますか」「わかりません。読み方を教えることに、困難を感じたことはありませんので」

「黙字は別の活字で印刷したほうがいいと思いますか」「いいえ。あまり役立つとは思えません」

(グラッドストーン)「低学年においてでもですか」「はい」

(エヴァン・ダニエル)「黙字は取り去って欲しいと思いますか。たとえば、<know>などで。もし<know>ではなくて<nō>と綴られていたら、子供はもっと簡単にわかるでしょうか。」「私ができるだけ早く語の意味を教えます。子供は、n-oとk-n-o-wの意味が全く違うことをすぐ理解します」

「では<knee>という語はどうでしょう。もし綴りが<nee>か、もしくは<ne>であるならどうでしょう。n-eと綴るのを学ぶほうが、k-n-e-eよりも簡単なのではないのでしょうか」「ええ、そうですね」

「あなたは、その(新しい)綴字になぜ反対なのですか」「教師や子供達を混乱させるのではないか、と思われるのです」

「新しい世代の教師たちは、それを難しいと思うのでしょうか」「考えたことはありません」

「表音的綴字を読み方を教えるときの導入段階に用いる価値について、あなたはどう思いますか」「その質問については考えたことはありません」

このあと、質問は、学級内の人数や、見習い教師に関するものに移っていく。

ウィッテンバリーと同じ日に聞き取り調査をうけた幼児学校長ミセス・テイラー (Head Mistress of the Infants' Department of the Duke Street, Deptford, School) も、アルファベットの拡大や表音式綴字の導入などにたいして、同様の否定的な意見を示していた (pp.7-9)。フォニク・メソッドを中心にアルファベティック・メソッドも併用するというテイラーは、体系全体としてはルック・アンド・セイには大いに問題があると考えているが、不規則な綴字を教えるときには、これも用いているという。アルファベット拡大については「今のままのアルファベットで非常に満足しています」と答え、アルファベットが増えれば、余計に教えることが難しくなる、

という。黙字を別色で印刷することも、「不必要で混乱を引き起こす」と述べる。表音式綴字の導入については、「表音式綴字についてはよく知りません。黙字をなくすのは反対です」と述べている。何よりも、テイラーも、ウィッテンバリーと同じく「読み方を教えることに難しさを覚えたことはない」というのである。

聞き取り調査には「読み方教授の成功において際立っている教師」(p.i)が選ばれたというので、自分の採用している教授法には自信があり、新たに提案される教授法には関心を示さなかったのであろう。ウィッテンバリーは、フォニク・メソッドを中心に他の教授法を併用、テイラーはフォニク・メソッドとアルファベティック・メソッドを併用しており、その教授法での読み方教育で不都合はないと考えており、むしろ、それぞれ拡大アルファベットの導入による「混乱」を恐れているのだ。校長とはいえ基礎学校の教師と学務委員会の委員との間には、組織的にも社会的にも一種の上下関係があったわけだが、これらの教師たちは、それにもかかわらず臆するところなく、自らの教授法について誇りを持って語っており、他の拡大アルファベットなど未知の教授法の導入についての懐疑を明言しているのであった。『読み方教授法報告書』で提案されたような、フォネティック・メソッド他の教授法が実験的にではなく本格的に導入されていたとしたら、こうした教師たちの抵抗にあったであろうことを推測させる反応である。

さて、これまでの議論において筆者は、『読み方教授法報告書』がロンドン学務委員会の綴字改革運動の一環として位置づけられることを、作成の時期、作成に関わった小委員会メンバーの綴字改革への態度、そして何よりも報告書自体の内容の分析を通じて示してきたわけであるが、何もこれは、ロンドン学務委員会が「読み方教授法」の検討をいわば隠れ蓑にして、教科授業の改善を謳いながら戦略的に綴字改革を進めようとしたのだと言いたいからではない。そうではなくむしろ、ロンドン学務委員会の綴字改革運動が、読み方教育の改善や効率化と一体不可分のものとして構想されていたこと、そしてだからこそ、綴字改革運動が単に一部の熱心な綴字改革論者の主張としてではなく、ロンドン学務委員会の中でも一定の支持を集め、またロンドン学務委員会外からも支持を集めたのだということを指摘しておきたいと考えるのである。

『読み方教授法報告書』では、4つの実験的教授法を推奨したあとで、「実験が成功するかどうかは、これを試行する教師たちの熱意とエネルギー次第であるので、自らの意志で、実験を行おうと希望する教師たちに実行をお願いしたい」(p.viii, 下線引用者)と結んでいる。今日の考え方をもちえれば、教師の熱意とエネルギーが成功を左右するような「実験」では、教授法自体の効果は測れないと考えるのが一般的であろう (cf. 綴字改革運動における「実験」のあり方については山口 (2005) 参照)。しかしながら、この報告書においてはその教授法を用いる教師の熱意とエネルギーまでもが、よりよい読み方教授法に不可欠な要素として望まれているようである。綴字改革を支持した学務委員たちも、自らの熱意とエネルギーが、より効率的、効果的な読み方教育へつながることを信じていたのだらうと思わせるのである⁷⁾。

ロンドン学務委員会の綴字改革運動は、王立調査委員会設置の請願書だけを見ていると、具体

的な綴字改革案に関する検討や提案を全く行わない運動として理解されることになる。しかし実際には、請願書作成に関わった人々が読み方教授法の調査と分析という形をとりながら、具体的な表音式綴字や拡大アルファベットについて議論していたのであった。その意味で、『読み方教授法報告書』はロンドン学務委員会の綴字改革運動の一端を表すものとして、王立調査委員会設置の請願書と対で読まれなければならないのである。

2.6 綴字改革運動と出来高払い制度

本項では、『読み方教授法報告書』の分析を離れて、出来高払い制度や勅任視学官といった制度・役割が綴字改革運動のなかでどのように意識されていたかについて考える。

基礎学校では毎年政府の勅任視学官の視察を受け、年次試験を受けていた。子供たちは「読み方」「書き方」「算数」の基礎科目、いわゆる3Rsについて、それぞれのスタンダードに応じた試験を受け、その試験の成績次第で、国庫から基礎学校に対して交付される年次補助金の額が決定されるようになっていた。「出来高払い」(payment by results)の制度である。

出来高払い制度は1862年の改正教育令で導入された。この制度では子供の年齢、出席日数や、日中クラスか夜間クラスかの別などによって、試験に通った場合、部分的に失敗した場合の補助金の額がそれぞれ詳細に定められていた。その規定の細かさは「午前または午後のクラスに200回以上出席した全ての生徒に対して、6歳以上のものには、第48条で規定する試験[=各スタンダード毎に制定された到達目標に達しているかどうか測る試験]に合格した場合、一人当たり8シリング」(第40条)、「視学官による第48条に規定する試験において、読み、書き、算に失敗したものはそれぞれ一科目につき、2シリング8ペンス(32ペンス)が減額される」(第44条)、「試験によって補助金が支払われることになる全ての生徒は、以下に規定されたスタンダードの一つに準じて試験されなければならない。そして、その後は、それと同一の、またはそれより低レベルのスタンダードの試験を受けてはならない」(第46条)といった例に見て取れるであろう(大田1992, pp.47-9)。

具体的には、改正教育令第48条で読み方および書き方のスタンダード(合格とされる到達水準)が定められていた。読み方のスタンダードは以下のように定められていた。「スタンダードⅠ：単音節語が読める、Ⅱ：学校で使用されている初級読本のなかの単音節文が読める、Ⅲ：学校で使用されている初級読本のなかの小段落が読める、Ⅳ：学校で使用されている上級読本のなかから小段落が読める、Ⅴ：学校の最上級クラスで使用されている読本のなかから詩が数行読める、Ⅵ：新聞記事などの現代文から一段落が読める。」

また書き方のスタンダードは以下のように定められていた。「スタンダードⅠ：口述した大文字、小文字を石板または黒板に筆記体で書ける、Ⅱ：活字体で書かれた文字を筆記体で書写できる、Ⅲ：読み方の試験と同じ段落からの一文をゆっくり一度読み、次に一語ずつ書き取ることができる、Ⅳ：読み方と同じ読本から既に読んだ段落以外の一つの文章を一度に数語ずつゆっくり口述筆記できる、Ⅴ：学校の最上級クラスで使用されている読本の中から一つの文章を一度に数

語ずつゆっくり口述筆記できる，VI：新聞などの最近の読み物のなかから，普通の長さの段落を一度に数語ずつゆっくりと口述筆記できる。」（オールドリッチ2001，80頁）。

出来高払い制度の本質的な改訂が始まったのは1890年で，年次試験が廃止されたのは1895年，基礎学校への補助金が試験の成績と関係なく一括して支給されるようになったのは1900年のことである（オールドリッチ2001，p.82）。ロンドン学務委員会で綴字改革が議論されていた1870年代後半には，3Rsが試験されるのは6歳以上ではなく7歳以上となっており，またスタンダードIV以上の児童は視学官の試験に地理，歴史，文法他の選択科目を選ぶことも可能になっていたものの（大田1992,pp.155-6），3Rsの試験が国庫補助金の額を決定する重要な試験であることに変わりはなかった。基礎学校は1891年の無償化までは，授業料を徴収して地方税を主財源として運営されていたが，出来高払い制度による国庫補助金の獲得は，財政的にも，また教育内容の証明としても大きな意味を持っていたのである。

では，綴字改革運動にとって出来高払い制度はどのような意味を持っていたのであろうか。まず明らかなことは，綴字改革支持者たちは出来高払い制度が自分たちの運動にとって不都合なものだと考えており，批判もしくは時には敵視までしていたということである。これを示す一例として，ロンドン学務委員会内の小委員会から出された，読み方教授法に関するもう1つの報告書を見てみよう。『読み方教授法報告書』の続編とも呼ぶべきものである。

『読み方教授法報告書』を学校管理委員会から受け取ったロンドン学務委員会は，この報告書を学務委員会管轄下の基礎学校に送ることを決め，また報告書のなかで提案された新しい読み方教授法を用いて実験を行う権限を学校管理委員会に与えることも決めた（*Minutes* Vol.VIII pp.683-690, 692）。その実験の経過と成果について記したのが，1882年11月13日付けの4ページからなる報告書「読み方教授法に関する小委員会の報告」（*Report of the Sub-Committee on the Methods of Teaching Reading*）である。内容は，学校の名前，実験を行った期間と，政府の勅任視学官がどう反応したか，という点に絞った記述となっている。

「ソネンシャイン・メソッド」を用いた実験は学務委員会に移管される前の学校でソネンシャイン自らが行った（*the Melvin-road, Anerley, School*）。この教授法を用いることによって国庫補助金を失うことになったら，学務委員会が償うという約束のもとに実験は行われた。1879年3月には勅任視学官は，改正教育令の要求を満たすほどの進歩がない，と報告しているが，その後事態が改善したことが報告されている。「ピットマン式フォネティック・システム」を用いた実験は2つの幼児学校で実験が行われた。1878年12月から1880年6月までと（*Orchard-street, Hackney Infants*'），1878年6月から1879年11月までである（*Saunders-road, Notting Hill Infants*'）。前者では，政府の年次試験の対策ができないという理由で実験が打ち切られたが，後者では政府の試験（スタンダードI）が2月にあるのでその3ヶ月前の11月には実験を打ち切り，普通の綴字を使って読み方を教えるという方法を取ったところ，試験（スタンダードI）は上手く切り抜けられたという。「リー・メソッド」はリーの本を読んでこの教授法に関心を持ち，リー自身との手紙のやりとりもあった教師によって幼児学校で1880年2月から1年間，実験が行われた

(the Infants' Department of the Mansfield-place, Kentish Town, School)。政府の試験ではリー・メソッドの教科書を用いることは許されなかったため成績が非常に悪く、実験は打ち切られた。「ロビンソン式フォニク・メソッド」は2つの学校で実験が行われたが、ここでも勅任視学官は、実験の趣旨は理解するものの試験結果については低い評価を下した (Albany-row, Camberwell School, Westmoreland-road, Walworth, School)。この実験については、学務委員会からは、ロビンソン式フォニク・メソッドが7つの幼児学校で使われているリーズに教師を派遣して見学させてはどうかという提案がなされたのだが学校管理委員会がその必要を認めなかったため、代わりにロンドンの学校 (Saunder's-road, Notting Hill, School) に専門家を招いて教師が講習を受ける試みをした。

これらの実験報告は具体的な過程についてはほとんど何も述べていないが、こうした短い報告の中で特徴的なのは、「政府の試験」「勅任視学官」といった言葉が再三再四現れることである。そしてこれは、この報告書の最終段落でも、さらにはっきりと強調されるのであった。

「これまで実施されてきた実験経過を報告するにあたって、本小委員会はこれらの実験を実施する際の困難を指摘しておきたいと考える」と最終段落は始まる。そして「これらのシステム [= 読み方教授法] がいかに有望なものであったとしても、これらを学校に導入することは勅任視学官によって完全に妨げられているのである。それゆえ本小委員会は、読み方の教授法を試すためにより大きな便宜を図って欲しいということ、および、スタンダード I の子供たちは、どのような表記法で書かれた本で試験を受けてもよいと認められるべきだということを、学務委員会が教育局に対して要請するべきであると進言したい。」(「読み方教授法に関する小委員会の報告」p.4, 下線引用者) と結ぶのである。出来高払い制度がある以上、基礎学校の読み方教育において、政府の試験に不利になる教授法導入が難しいことを、綴字改革論者たちは強く意識していた。

上に引用した「読み方教授法に関する小委員会の報告」以外にも、視学官や出来高払い制度に対する綴字改革論者の視点からの批判の言説は少なくない。一番典型的な例は、例えば1871年に『スクールボード・クロニクル』紙上で綴字改革論争が起こったときに、勅任視学官で綴字改革慎重派のJ. D. モレルにたいして、E. ジョーンズが向けた反論であろう。モレルが正書法は発音などと同じく内発的に変化するものであって人工的に変えるものではない (SBC, September 21, 1871) と述べたのに対して、ジョーンズは「教育局こそが、従来ずっと続いてきた綴字の内発的で自然な変化を阻止し、印刷所の綴字という極めて人工的な綴字体系に、独占権を与えているではないか」(SBC, September 30, 1871) と反論したのである。読み方・書き方の試験の結果がそのまま補助金額に影響するので、読み方・書き方を評価する視学官が特定の綴字に「独占権」を与えているという議論である。

1877年5月29日にロンドン学務委員会の請願提出運動を応援するために開かれた綴字改革公開会議でも、複数の論者が視学官による試験や、それに基く出来高払い制度について言及していた。ジョン・ホール・グラッドストーンは「英語の綴字には標準がない」と批判し、年次試験で正

解として要求されている綴字は「その地区の視学官が正しいと見なす綴字でしかなく、視学官が <honour> が正しいと言えは <honor> と書いた子供は落第なのだ」と述べた (*Conference Report*, p.26)。またアレグザンダー・エリスは綴字改革は政府の拘束力を持って行わなければならないと述べ、その理由として「政府が人頭割当金 (capitation fee) を支払うのであり、教師は割当金が付いてこないようなものは教えようとしないうから」(同上, p.27) と説明した。いずれも、綴字改革運動を進める上で、視学官と出来高払い制度を強く意識した発言であった。

また、王立調査委員会設置の請願書のなかでも、明記はしていないものの、第7項にある「現在、英語の読み方を教えるための新しい教授法の導入を妨げている規則を廃止すること」という文言にある「新しい教授法の導入を妨げている規則」とはやはり、視学官による年次試験と出来高払い制度の拘束力の強さを指していると読めるのである。

もちろんこの時代において、出来高払い制度自体への批判は決して珍しいものではなかった。大田 (1992) が整理しているように、1862年の出来高払い制度導入時に、補助金の対象科目が読み書き算数の3Rsに限定された理由は、それらが試験しやすい科目であるからというだけではなく、3Rsが労働者階級にとって最低限の教育だと見なされたからでもあるが、その点に対しては (1) 道徳教育を重視すべきだというマシュー・アーノルドのような視点、(2) 3Rsだけではなく科学・技術教育も基礎教育として重視されるべきだという視点、(3) 補助金交付科目が3Rsだけであるのは宗教教育の否定であるとする英国国教会関係者の視点からの批判があったのである (大田1992, pp.56-8)。

ただ、綴字改革論者たちの出来高払い制度批判というものは、こうした他の観点からの批判とはまた異なる一面を持っているように思われる。というのも彼らは一方では、視学官や教育局が補助金交付を盾にとって、読み書き試験の正解・不正解の判定を通じて現行綴字の固定化を更に促進することに強く反対しており、その意味で出来高払い制度に反対であった。しかしながら同時に彼らは、綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願提出運動に見られるように、政府の強制力を持って綴字改革を進めることを望んでもいたのである。綴字改革論者たちは、一方では自然な形での変化および近代以降の固定化が進んできた綴字が、政府の中央集権的な出来高払いという制度によってさらに強固に固定されることに反発していた。しかし他方では、この中央集権的な教育行政のあり方を、綴字改革の好機とも捉えていたのである。公的初等教育が国家主導の中央集権的な体制のもとで完成されていく十九世紀後半という時代状況があったからこそ、王立調査委員会設置の請願書提出という形をとった綴字改革運動が、現実味を帯びたものとして構想され得たのだとも言えるであろう。

第3節 ロンドン学務委員会の綴字改革を支持した人々

3.1 綴字改革公開会議の「主催者」たち

1877年5月29日、ロンドン中心部アデルフィにある技芸協会の建物を会場として、綴字改革

を主題とする公開会議が開催された。ロンドン学務委員会が、王立調査委員会設置の請願提出を求める決議を行ってから約半年後、学務委員会内では綴字改革特別委員会が、請願書案作成を着々と進められていた時期である。公開会議の主要目的は、ロンドン学務委員会が準備している綴字改革に関する王立調査委員会設置の請願書提出運動への支持を表明することであった。この請願書提出を、学務委員会と枢密院教育委員会という地方と中央の教育行政機関の間のやりとりを越えて、社会のより広い層が支持するものとしてアピールするための公開会議だったのである。この公開会議の様子は、60頁余りからなる報告書『綴字改革 1877年5月29日、ロンドン、アデルフィの技芸協会を会場として開催された討論会および公開会議の報告書』(*Spelling Reform. Report on the Conference and Public Meeting Held at the Rooms of the Society of Arts, Adelphy, London, on Tuesday, May 29, 1877.* 日本語では『公開会議報告書』、英語では *Conference Report* と略す)として、F. ピットマン社から出版された。

『公開会議報告書』によれば、公開会議は午後3時からの討論会と、夜の公開討論に分けて行われた。討論会はオックスフォード大学比較言語学副教授アーチボルド・ヘンリー・セイス (Archibald Henry Sayce, 1845-1933) が議長を務め、(1) 教育的観点からの綴字改革の必要性、(2) 言語学的観点からの語源と綴字の関係、(3) 改良綴字の具体的導入方法について、順に、専門家による報告が行われ、質疑応答が続いた (pp.9-31)。また、夜の公開討論は言語学者で1874年から76年まで言語学会会長を務めたりチャード・モリス (Richard Morris, 1833-94) が議長となり、綴字改革をめぐる諸問題について更に議論が重ねられた。

専門家による討論会および一般に開かれた公開討論会での活発な議論は、しばしば、ロンドン学務委員会の王立調査委員会設置請願運動を超えて広がっていき、特に、具体的な綴字改革案についての発言へと進みがちであったので、その都度議長が「具体案の検討はこの場では行わないこと」(p.30) などと方向修正をしなければならなかった。公開会議開催にあたっては、自分の考えた綴字改革案を持ち寄りたいという参加者も多かったが、それらの案の検討は翌5月30日に行われ、5月29日の公開会議とは切り離して位置づけられていたのである。『スクールボード・クロニクル』の報告には、30日の具体案検討会議の内容としてアイザック・ピットマンの案が有力であったと簡単に記されているが (SBC, June 2, 1877)、後日出版された『公開会議報告書』は29日の議論のみを記載している。討論会冒頭で名誉幹事のエドワード・ジョーンズが述べたように、この公開会議の主題はあくまでも、ロンドン学務委員会の請願運動を支援することであった。そして本稿第1節でも見たように、ロンドン学務委員会の請願書提出においてはあくまでも具体案の検討に踏み込まないという方針が採られていたのである。したがって公開会議においても「主催者 (conveners) はいかなる具体的綴字改革案にも肩入れをしないこと」(p.10) が前提となっていた。

それでは「いかなる具体的綴字改革案にも肩入れをしない」とされていた「主催者」の中にはどのような人々がいたのだろうか。

『公開会議報告書』では、冒頭に合計77名に上る「主催者一覧 (List of Conveners)」が掲載

されている。氏名の他に所属・職業・肩書きおよび居住地が簡単に記され、苗字のアルファベット順に並べられたこれらの「主催者」たちの中には、この時期の綴字改革運動の関連文献のなかで頻繁に目にするアイザック・ピットマンのような名前もあれば、他の分野では活躍が知られているが綴字改革運動関連ではあまり名前を見かけないエドウィン・チャドウィック (Edwin Chadwick, 1800-1890) のような名前もある。同様に主催者一覧に名前が挙がっているとはいえ、彼らの綴字改革に対する関心の度合い、熱意には個人差があったことは明らかである。しかし、名前の挙がった「主催者」たちは少なくとも綴字改革公開会議の主催者として名を連ねることにやぶさかではなかったのである。

それでは、これらの77人の主催者は、どのような職業・関心を持っていたのだろうか。『オックスフォード国民伝記事典』や『英国人名録集成』などで明らかになった範囲で、記しておこう。「主催者」一覧のなかで、23名と一番多くを占めるのが、学務委員会を始めとする基礎教育関係者であった。次に、言語学、言語研究に従事する人々も11名と多い。また、政治家、社会運動家の名前もあった。

基礎教育関係者のなかでは、ロンドン学務委員会から9名の名前が挙がっている。王立委員会設置の動議を提案し、ロンドン学務委員会の綴字改革運動の原動力となっていたジョン・ホール・グラッドストンの名前はもちろんあり、グラッドストンの動議を支持した全英基礎教師組合のトマス・エドモンド・ヘラーも名を連ねていた。ロンドン学務委員会議長のチャールズ・リード、学校管理委員会委員長で学務委員会前副議長のジョン・ロジャーズの名前もあった。後に自由党下院議員となり教育およびロンドン行政を専門分野としたシドニー・チャールズ・バクストンと、その兄で1879年からロンドン学務委員会副議長、1882年から議長を務めたあと自由党下院議員になったエドワード・ノース・バクストンの名前もある。ロンドン学務委員会内の綴字改革特別委員会のメンバーであったジョン・ベネットや、ダンビー・シーモア、ヘレン・テイラーの名前もあった。なお、同じく綴字特別委員会の一員であり『読み方教授法報告書』作成にも関わっていたアリス・ウェストレイクの名前は主催者一覧の中には見られないが、勅選弁護士 (Q. C.) で後に自由党下院議員となった夫のジョン・ウェストレイク (John Westlake, 1828-1913) の名前は載っている。

ロンドン以外の学務委員会としては、バーミンガム学務委員会から4名の名前が挙がっている。学務委員会副議長のJ. S. ライト (J. S. Wright)、労働組合活動で知られるウィリアム・ジョン・デイヴィス (William John Davis, 1848-1934) 他、E. F. マッカーシー (E. F. Macarthy)、トマス・ボストン (Thomas Boston) である。当時の四大工業都市であったバーミンガム、リーズ、リヴァプール、マンチェスターの中では、バーミンガムとリヴァプールの学務委員会がロンドン学務委員会の王立調査委員会設置の請願提出の呼びかけに賛成、リーズとマンチェスターの学務委員会が反対を表明している (*Minutes* Vol. VII, pp.109-110)。賛同したなかでは、バーミンガム学務委員会は、ロンドンに次ぐ大都市の学務委員会であった。

その他の学務委員会からは、イングランド南東部エクセター学務委員会のC. ウェストロン

(C. Westron), F. クラップ (F. Clapp), 同じく南東部ブリストル学務委員会の副議長W. ウイトウェル (W. Whitwell), バーミンガム近郊ウルヴァハンプトン学務委員会のラングリー (Langley) ウェールズ南東部ニューポート学務委員会のD. エドワーズ (D. Edwards) などの名前がある。また、イングランド南部でブライトンに隣接する港町のホーヴ学務委員会の副議長として名前が載っているジョージ・グラッドストーン (George Gladstone, 1828-1909) は、ロンドン学務委員会のジョン・ホール・グラッドストンの弟であった。

また、ダーリントン学務委員会からは副議長のW. C. パーカー (W. C. Parker) とジェームズ・キング (James King) 2名の名前が挙がっている。ダーリントン学務委員会がロンドン学務委員会の決議に賛同するのと同時期に、ダーリントンの基礎教師協会 (the Darlington and District Elementary Teachers' Association) も、満場一致でロンドン学務委員会の王立調査委員会設置の請願を支持する決議をした旨の手紙を送ってきている (*Minutes Vol. VII, p.297*)。ロンドン学務委員会議事録では、こうした手紙を受け取ったことが記されているのはダーリントンのこの事例のみであり、ひときわ熱心な地区であったことが窺える。また学務委員会メンバー以外にも、市長であり地方判事でもあったT. R. M. プルーズ (T. R. M. Plews) を初めとして、治安判事のW. A. ウラー (W. A. Wooler), 参事会員で治安判事でもあったR. ラック (R. Luck), 『ダーリントン・アンド・ストックトン・タイムズ』の編集者W. ガードナー (W. Gardener) や、その他J. W. イーストウッド (J. W. Eastwood), D. ポーシャス (D. Portious) といった名前も見られ、ダーリントンからは合計8人が主催者に名前を連ねていることになる。

ロンドン学務委員会のトマス・エドモンド・ヘラーと同じ全英基礎教師組合で議長 (president) の任にあったW. ガードナー (W. Gardner) も主催者の一人であった。

また、1870年代初めから、『スクールボード・クロニクル』への投稿を初めとして、綴字改革支持の論考を多数著していたエドワード・ジョーンズも、教師としての長い職歴を持ち、この時点ではリヴァプールのヒベルニア協会学校の校長であり、教育関係者への分類されるだろう。

以上見てきたように、ロンドン学務委員会を初めとして、他の学務委員会のメンバーや、全英基礎教師組合の幹部など基礎教育関係者が「主催者一覧」の3分の1近くを占めることになったが、これはこの綴字改革公開会議がロンドン学務委員会の王立調査委員会設置の請願運動を支援するために開かれたのであるから、極当然と言えるだろう。

さて、「主催者一覧」の中で、次に数が多いのが、言語研究に従事する11人であった。オックスフォード大学比較言語学教授のマックス・ミュラー、同副教授アーチボルド・セイス、『オックスフォード英語辞典』編集主幹ジェームズ・マリー、前言語学会会長リチャード・モリス、言語学会設立時からの有力会員で1870年代初めに言語学会で綴字改革の議論がなされたときに改革案を提案したダンビー・フライ、語源学者ウォルター・スキート (Walter Skeat, 1835-1912)、ロンドン大学教授で音声学や外国語を講じていたイタリア人のティトー・パグリアルディーニ、大英博物館勤務のヘブライ学者で『スクールボード・クロニクル』に綴字改革に関する投稿を頻繁に行っていたラッセル・マーティノー、『ディーンズ・イングリッシュ』 (*Dean's English*) の

著書があり『クィーンズ・イングリッシュ』の著者ヘンリー・オルフォード (Henry Alford, 1810-71) との論争で知られるジョージ・ワシントン・ムーン (George Washington Moon, b.1823), ロンドン大学英語講座元教授で『英語』 (*The English Language*) を著したロバート・ゴードン・レイサム (Robert Gordon Latham, 1812-88), ウェールズ語の辞書や文法書を著し, 印刷・出版も手がけていた言語学会員ウィリアム・スパレル (William Spurrell, 1813-1889) である。なお, ここに名を連ねるのが当然であると思われる音声学者・数学者で王立協会会員でもあり, 熱心な綴字改革論者であったアレグザンダー・エリスやヘンリー・スウィートの名前が主催者一覧に入っていないのは, 不思議に思われるが, 事情はわからない。エリスもスウィートも公開会議会議当日には参加して多くの発言を行っていた。

言語学者, 言語研究者としての立場から綴字改革を支持した人々の論理については, 言語学会の1881年の「部分的綴字修正案」を主題とした拙論 (山口2004) で論じたので, 本稿では詳しくは述べない。言語学の立場から綴字改革を支持した人々の中心的な主張は, 公開会議での決議を引用するならば「現行の英語の綴字が, 語源とも発音とも矛盾しているということは, 綴字の完全な改訂がなされるべきだという理由の一つとなる」(『公開会議報告書』p.24) であった。

言語学以外の専門の研究者としては, アドルフ・ソネンシャインと共著の読み方の教科書でも知られるセント・アンドルーズ大学教育学教授ジョン・ミークルジョンの名前や, アバディーン大学の心理学教授アレグザンダー・ベイン (Alexander Bain, 1818-1903) の名前が見られる。大学所属ではないが新シェイクスピア協会 (New Shakespeare Society) や王立文学協会 (Royal Society of Literature) で活躍していた文学研究者クレメント・イングルビー (Clement Mansfield Ingleby, 1823-1886) の名前もある。

速記関係者として挙げられるのは, アイザック・ピットマンと, ピットマン夫人の甥にあたりリヴァプールで速記を教えていたジョージ・ウィザーズであろう。先ほど基礎教育関連のところであげたエドワード・ジョーンズもピットマンの姻戚であり, 速記指導者でもある。3人とも, 綴字改革に関して多くの論考を著している。

さて次に注目すべきは, 急進的な主張や, 下層階級・労働者のための社会改革の唱道で知られる, 自由党または自由党寄りの政治活動を行った人々の名前が多く見られることであろう。

ロンドン学務委員会の綴字改革運動が行われたこの時期, 政権を担当していたのは保守党であり, 自由党は野党であった。社会改革を訴える自由党支持者の名前が見られ, また, 1880年に首相となる W. E. グラッドストーンが寄せた, 綴字改革に同情的なコメントも, 『公開会議報告書』に, マックス・ミュラーのコメントと同格の扱いで表紙に載せられている。

従来の綴字改革の議論では, あまり注目されていないことであるが, 学務委員会の請願運動に関わった (名前を貸すだけの関わり方から, 請願提出の代理人団として枢密院に姿を現し発言する, というレベルまで, 関わり方に差はあるにしても) 政治家, 社会運動家が, 急進主義者, 自由党支持者であったことは, この運動の外郭を表す特徴として明記されるべきであろう。

たとえば, マンチェスター市長として, 主催者一覧のなかに名前の上がっているエイベル・ヘ

イウッド (Abel Heywood, 1810-1893) は、廉価な新聞、革新的な新聞を発行する新聞社社長として成功した実業家であったが、9歳で就業した後日曜学校やメカニクス・インスティテュートで勉学を続けた生い立ちをもつ彼は、マンチェスターの労働者たちのための社会改革を一貫して唱え続けてもいた。マンチェスターからは『マンチェスター・ガーディアン』紙勤務の W. E. A. アクソン (William Edward Armytage Axon, 1846-1913) の名前もある。

シェフィールド選出の下院議員アントニー・ジョン・マンデラ (Anthony John Mundella, 1825-1897) の名もある。彼は11歳で就業し、チャーチスト運動に参加したあと、教育改革を公約に議会入りし、基礎教育改革、とくに就学強制に尽力した。マンデラは、保守党政権時代 (1874-1880) に自由党内での社会問題、とくに教育問題専門家としての地位を確立し、1880年のグラッドストーン内閣成立時には閣僚となって、1882年には出来高払い制度をゆるめる改正教育令を導入した政治家である。

ウェールズの下院議員で、ウェールズのための諸改革に尽力していた進歩的自由党員ヘンリー・リチャードや、アングルシー選出の下院議員リチャード・デイヴィスの名前もある。ヘンリー・リチャードは1878年1月18日の請願書提出時にも同席していた。

また、『イギリス労働人口の衛生状態に関する報告書』 (*the Report on the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain*, 1842) で知られる社会改革家、行政官エドウィン・チャドウィックの名前もあった。ロンドンの公衆衛生に大きく貢献したチャドウィックは、1870年代には既に引退していたが、技芸協会の副会長を1872年から1886年まで務め、技芸協会を通じて防火、バスや路面電車、道路舗装から、学校での軍事訓練教育など、さまざまな改革を訴え続けていた。

もちろん、このように、「主催者一覧」に名前があるからといって、彼らが全員積極的に綴字改革運動に参加していたわけではない。とりわけ、国会議員などの政治家の名前はリストに箔をつけるために、名前を借りているという要素も多いだろう。ただそうしたことも理解したうえで、ここでは「主催者一覧」に、労働者階級のための社会改革への強い関心と実践で知られる政治家達が名前をあげていたということに留意しておきたい。こうした社会改革家やリベラルな政治家たちの名前が主催者にあがっているということは、王立調査委員会設置に関する請願書の提出を中心としたロンドン学務委員会の綴字改革運動が、社会改革に関する問題として捉えられていたことを明らかにするのである。

綴字改革は社会改革として構想されていた。そして、ロンドン学務委員会は、まさに、社会改革としての綴字改革を論じるのに格好の場所であったのだ。

3.2 結びに変えて

本稿ではロンドン学務委員会の活動の細部を分析・記述する作業を中心に進めたが、その過程を通じて明らかになったのは、1870年代後半のロンドン学務委員会の綴字改革運動が、労働者階級の読み書き教育効率化のために、中央集権的な言語の合理化・標準化を求める運動であったと

いうことである。こうした問題はさらに、近代国家における言語と初等教育の標準化・中央集権化や、それを通じた労働者の「国民化」という問題への理論化・抽象化を待っているようにも思われる。具体的に言うならば、本稿第2節(2.6)で触れた「出来高払い制度」と綴字改革の関連という視点や、第3節(3.1)で指摘した綴字改革は社会改革の一環として構想・提示されていたという視点などを更に追究する必要があるだろう。こうした作業は今後の課題として記しつつ、本稿の結びとしたい。

注

- 1) ジョン・ホール・グラッドストンの伝記については、Michael A. Suttonが記した『オックスフォード国民伝記事典』の項および、Colemanの博士論文、Coleman & Mansell (1995) 参照。またGautrey (1937) は第3章で、歴代のロンドン学務委員会のなかで特に活躍が顕著であった65人について、それぞれの人物像を短く素描しており、グラッドストンも含まれている(pp.49-50)。学務委員会外の綴字改革の会合にも顔を出していたことが記されている。65人の素描のなかで、「綴字改革」が大きな関心分野として言及されているのはグラッドストンのみであり、ここからも彼こそがロンドン学務委員会内の綴字運動を牽引していたことがよくわかる。なお、Gautreyがp.49でグラッドストンが"Royal Science meetings"に出ていたと書いているのは、"Royal Society meetings"の間違いではないかと思われる。
- 2) 本稿の議論と直接関係はないが、この請願書が明治半ばに最初に日本に紹介されたときの事情について、以下に簡単に紹介しておく。

ロンドン学務委員会が枢密院教育委員会に提出した綴字改革に関する請願書を日本で最初に詳しく紹介したのは、西欧の近代言語学を日本に紹介し明治日本の国語政策に大きな影響を与えた上田万年(1867-1937)であった。請願提出から17年近くたった、1894年(明治27年)12月に、「欧州諸国における綴字改良論」と題する論考を発表したときのことである。この年の6月に、ヨーロッパから帰国し、翌7月に27歳の若さで(東京)帝国大学教授として博言学講座を担当することになった上田は、約3年半に渡るベルリン、ライプチヒ、パリでの留学期間に修めた比較言語学や、ヨーロッパの地で得た知識や情報を公にする論考を次々と著していった。この時期に発表された論考は、後に『国語のため』としてまとめられ、「国語」や「国語改革」についての上田の思想や立場を示すものとなっていく(cf. イ1996, 長1998)。「欧州諸国における綴字改良論」は1895年に出版された『国語のため』初版(論文6編収録)のなかには入っておらず、1897年の増補版で他の7編の論文とともに収録された。

「欧州諸国における綴字改良論」のなかで、上田は、イタリア、スペイン、ポルトガル、フランス、オランダ、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、イギリスの順に、当時のヨーロッパ諸国の綴字改革運動の様子を報告している。すなわち「恰も完全の度に達したる者なり」(上田1897, p.156)とされたイタリア語を除いては、各国で、19世紀に何らかの綴字改革運動が行われていたことが説明されていた。たとえば、ポルトガルでは「近年教育に従事する者の頻りに唱導し始めし所」(p.160)であり、フランスでは「言語学の発達、音声学の研究等が仏蘭西の近代の語学者に、改革的精神を注入せるは事実」(p.162)であり、オランダについては「此世紀の初に至るまでは、荷蘭の綴字法は極めて乱雑」(p.163)であったが改革の機運が起こったので「此国の綴字法の命運は、多分適者生存の理による」(p.164)だろうと記されている。

この論考のなかで上田が19世紀の後半における綴字改革の進捗過程や政府の関わり方などを特に具体的に説明しているのは、フランスや、オランダ、ドイツの項であるが、紙幅が一番多く割かれ

ているのは、イギリスの綴字改革運動についての状況報告の項であった。全体で27頁からなる「欧州諸国における綴字改良論」の中で12頁が充てられている。内容の中心は、1878年1月18日にロンドン学務委員会が中心となって枢密院に提出した、綴字改革に関する王立調査委員会をを求める請願書の全訳である。

まずイギリスの項の冒頭で、上田は自身の言葉によってこの「建議書」(請願書)の背景を簡単に説明する。「英国に於て綴字改良に関する最近の運動は、1877年頃、倫敦初等教育会主として之を主張し、其他百有余の地方教育会之に賛成し、遂に同会は1878年1月18日に、教育評議会委員会の議長副議長に建言して、勅撰取調委員を置かれん事を願望するに至れり。当時の建議書に曰く」(pp.169-70)。

上田はLondon School Boardを「倫敦初等教育会」(本稿では「ロンドン学務委員会」)、Committee of Privy Council on Educationを「教育評議会委員」(同「枢密院教育委員会」)、Royal Commissionを「勅撰取調委員」(同「王立調査委員会」)、memorialを「建議書」(同「請願書」と訳している。

なぜ上田が「欧州諸国に於ける綴字改良論」のなかでイギリスの綴字運動を特に詳しくとりあげたのか、その理由は定かではない。ドイツの項で、「英語仏語等の綴字法と比較すれば独逸語の綴字法が遙に勝り居る事は、今更論ずるまでもなけれども、独逸帝国及其連邦の教育家は猶一層簡単に之を為すべしと熱望し居るが如し」(p.164)と書いているように、英語の綴字法には問題がより多いと上田が考えていたため、イギリスの綴字改革運動紹介を詳しく行ったのかもしれない。

また、なぜイギリスの中でも特にロンドン学務委員会の王立調査委員会設置の請願だけを扱ったのかという疑問も残る。上田が紹介できる資料が、イギリスについてはこの請願書だけだったという可能性も完全に否定はできないが、状況を考えるとその可能性は低かったように思われる。というのも上田は、「建議書」(請願書)最後の部分で、これに賛同した言語学者の名前が列挙してある場所を訳出したあと、自分自身の言葉で「此等の人々及び以上の教育家等は、今日とても決して其説を棄てたるにあらず。然れども英国の社会は、遂に未だ此のために動かされたるを聞かざるなり」(p.179)と、その後の経過を簡単に述べてイギリスの項を終えているからである。上田がロンドン学務委員会の請願書提出以降のイギリスの綴字改革運動の動向、たとえば、1879年には「英語綴字改協会(English Spelling Reform Association)」が設立されて、1880年代後半まで活動を続けたことや、言語学会が「英語綴字の部分的綴字修正」案を作成し1881年にこれを承認したことなどを、全く知らなかったとは考えにくい。

論稿の最後で上田は、ロンドン学務委員会の綴字改革運動を支持した言語学者として10人の名前を列挙しているが、まさにこれらの言語学者が請願提出以後も、上に挙げたような綴字改革運動を行っていたのである。なかでもマックス・ミュラー、アーチボルド・セイス、ウォルター・スキート、ジェームズ・マリー、ドワイト・ホイットニーらはいずれも、明治日本の言語学に大きな影響を与えた言語学者たちであるが、請願提出後の1879年に設立された英語綴字改革協会の初代会長を務めたのはセイスであり、また1881年に言語学会(上田のいう「博言学会」)の綴字改革案をまとめたのは、スウィートであった。

またホイットニーについては、森有礼が1872年に書簡で日本における「英語採用論」意見を求めてきたのに対して森を「叱責した」というセンセーショナルなエピソードが一人歩きしてしまったことは、イ・ヨンスクが分析した通りであるが(イ1996, pp.3-20)、更に付け加えて指摘しておくべきことは、ホイットニーは森の主張のなかでも、英語の簡易化の一環として提案された綴字改革に関しては諸手をあげての賛意を示しているということである。ホイットニーはアメリカ言語学会が1875年から綴字改革を検討し始めたときの主要メンバーの一人でもあった。

元の問いにもどると、「欧州諸国に於ける綴字改良論」でなぜ上田がロンドン学務委員会の請願提出を大きく取り上げたかについては、現時点では答えを示す資料はない。1894年の上田万年にとっては、ロンドン学務委員会の請願運動が日本の読者にとって特に詳しく報告するに値すると思われる

たので、意識的にこれを重点的に紹介したという可能性でもあったのか。これは、この時期の上田の他の論考、とりわけ、ローマ字主義者であった上田が、明治20年代後半に再び盛んになっていた国語・国字論争のなかでとった立場や、「初等教育に於ける国語教授に就きて」(1896)などで示した初等教育観および国語観なども踏まえながら、さらに考察を進める必要があろう。

- 3) 1878年1月19日の『タイムズ』のニュースでは、ロンドン学務委員会が決議を行ったのは1876年8月であると伝えており、山口(2004)ではそれに基づいた記述を行ったが(山口2004, p.64)議事録では該当する決議を確認することができなかった。引き続き調査したい。
- 4) 例えば、16世紀から1870年までの、イギリスで、英語母語話者の子供たちに「英語」を教えるのに(読み書きを基本として、文法、話し方、文学なども含む)使用されてきた教科書を詳細に分析したIan Michaelの*The Teaching of English: from the Sixteenth Century to 1870* (Cambridge University Press, 1987)を参照しながら、学務委員会監督下における読み書き教育(読み方教育)のあり方の特徴を析出することもできよう。Michael(1987)は巻末に、16世紀から1870年代までに、読み書き教育を中心とする母語話者向け英語教育に用いられたイギリスの(British)教科書の一覧表を付している。Michaelが実際に参照したもの他に、かつて存在したことが目録等の文献で確認されている教科書も含んだ一覧が資料として作成されており、1100名近い著者の手による教科書および著者不詳の教科書が、合計2475点(そのうち、Michaelが実際に目を通したのは1671点)挙げられている(pp.387-604, これらの教科書の時代別、主題別分布の表はpp.8-9)。本稿で扱ったロンドン学務委員会の『読み方教授法報告書』で言及されている教科書も、版の違いまでは特定できないものの、この一覧中に含まれているものが多い。また、この一覧のように網羅的ではないが、アルファベットを教えるためのイギリスの教材(pp.605-6)および、アメリカの英語教科書(pp.607-20)の文献一覧も収められている。なお日本語文献としては、渡部(1975)が、初期近代から十八世紀までの英語の文法、綴字、発音研究の歴史を論じている。これは、「英語学史」という視点からの記述であるが、教育的応用も随所と言及されている。外国語としての英語教育も視野にいれた応用言語学的概説としてはHowatt(2004)参照。
- 5) これについては二点から補足が必要であろう。つまり、第一に、「アルファベット・メソッド」「フォニック・メソッド」「ルック・アンド・セイ・メソッド」はいずれも、時代によって名称や教師の意識の違いこそあるものの基本的には初期近代から代表的な読み方教授法として用いられてきたものであったということ。そして第二に、1870年代後半のこの報告書では、それぞれが「メソッド」と呼ばれてはいるものの、その語から今日連想されるほどそれぞれの「メソッド」は体系立っていたわけでも、それだけで自立し完結した教授法だったわけでもなく、また細部の指導法が統一的に定められていたわけでもなかったということである(Michael 1987, p.133)。聞き取り調査の結果でほとんどの教師がこの「混合メソッド」使用に該当すると判明したのは、こうした各メソッド自体の性格に由来するものであろう。
- 6) 『読み方教授法報告書』には記されていないことであるが、音節を単位とする読み方教授法は歴史的には決して珍しいものではなかった。この報告書に挙がっている他の教授法では、語全体がまとまりであるか、さもなければ文字の名前や文字の音を単位としているので、音節を重視するソネンシャイン・メソッドは特異なものに見えるかもしれないが、歴史的には、語の読み方や書き方、綴りを教えるときに、語と文字の間に位置する構成要素として音節を重視することは、特に19世紀前半まではよく行われてきたことであった(Michael 1987, pp.72-89, 90-6)。
- 7) なお、読み方教授法の問題が、音声表記システムの教育的利用という観点から、音声学によって取り上げられ、より学問的な形で発展するのは1880年代半ば以降のことである。「リフォーム・ムーブメント」と呼ばれるこの外国語教授法刷新運動は、ヘンリー・スウィートや、パシー(Passy)、フィエトル(Viëtor)、イエスペルセン(Jespersen)といった世紀転換期のヨーロッパ音声学の発展を担った音声学者達に支えられた(cf. Howatt and Smith 2002)。この外国語教授法刷新運動は、イギリスでは、フランスやドイツ、デンマークに比べるとあまり活性化しなかったと言われる。スウ

イートのような卓越した理論家はいたが、実践面での推進が乏しく運動として広がらなかったのである。そのことの原因の一端は、それ以前の読み書き教育におけるさまざまなメソッド、特にフォネティック・メソッドの影響であるという指摘もある。イギリスではリフォーム・ムーブメントがすなわち表音式綴字の使用であると一般的に受け止められがちであり、それに対する抵抗が大きかったというのだ。これは逆説的にはあるが、1870年代のフォネティック・メソッドまたその背後にあった綴字改革運動が持っていた影響力の大きさ（おそらくはネガティブなものとしての影響力の大きさ）を表しているともいえよう。ロンドン学務委員会の『読み方教授法報告書』はこうした時代背景の中で理解される必要もある。

参考文献

欧文議事録・定期刊行物

Minutes of the School Board for London.

Phonetic Journal.

School Board Chronicle. (SBC)

Times.

Transactions of the Philological Society. (TPS)

それ以外の欧文文献

- Aldrich, R. (1996) *Education for the Nation*. Cassell. (オールドリッチ, リチャード『イギリスの教育：歴史との対話』松塚俊三・安原義仁監訳, 東京：玉川大学出版部, 2001年)
- Asher, R. E. and E. J. A. Henderson. (eds.) (1981) *Towards a History of Phonetics*. Edinburgh: Edinburgh University Press. 1981.
- Bacon, A. (1998) *The Nineteenth-Century History of English Studies*. Aldershot: Ashgate Publishing Ltd.
- Baker, A. (1980) [1908] *The Life of Sir Isaac Pitman*. London: Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd.
- Bourcier, G. (1978) *L'Orthographe de L'Anglais: histoire et situation actuelle*. Paris: Oresses Universitaires de France. (『英語の正書法：その歴史と現状』G・ブルシェ著, 米倉綽・内田茂・高岡優希訳 東京：荒竹出版, 1999年)
- Brundage, A. (1988) *England's "Prussian Minister": Edwin Chadwick and the Politics of Government Growth, 1832-1854*. Pennsylvania: The Pennsylvania State University Press. (『エドウィン・チャドウィック 福祉国家の開拓者』アンソニー・ブランデイジ著, 廣重準四郎・藤井透訳 京都：ナカニシヤ出版)
- Burnett, J. (1984 [1982]) *Destiny Obscure: Autobiographies of Childhood, Education and Family from the 1820s to the 1920s*. Middlesex: Penguin Books.
- Carney, E. (1994) *A Survey of English Spelling*. London & New York: Routledge.
- Coleman, D. (1991) *The Life and Work of John Hall Gladstone (1827-1902) with Particular Reference to his Contribution to Elementary Science Education at the London School Board*. King's College London (unpublished Ph.D. dissertation).
- Coleman, D. and T. Mansell. (1995) "Science, Religion and the School Board: Aspects of the Life and Work of John Hall Galdstone," *History of Education*, Vol. 24, pp.141-58.
- Ellis, A. J. (1848) *A Plea for Phonetic Spelling; or the Necessity of Orthographic Reform*. 2nd. ed. London: Fred Pitman Phonetic Depot.
- (1870-2) On Glosik, a Neu Sistem ov Ingglish Speling, proapoazd faur konkurenteus, in aurdur too remidi dhi difects widhout dittracting from dhi valeu ov our prezent Aurtherografi. *TPS*, pp.89-118.

- Final report of the School Board for London, 1870-1904.* (1904) 2nd ed. London : P.S. King.
- Fry, D. (1870-2) "On the Improvement of English Orthography" *TPS* pp.17-88.
- Gautrey, T. (1937) *Lux Mihi Laus: School Board Memories.* London: Link House Publications Ltd.
- Gladstone, J. H. (1879 [1878]) *Spelling Reform, from an Educational Point of View.* 2nd.ed, London: MacMillan and Co.
- Gneuss, H. (1996) *English Language Scholarship: A Survey and Bibliography from the Beginnings to the End of the Nineteenth Century.* New York: Medieval & Renaissance Texts & Studies. (『英語学史を学ぶ人のために』ヘルムート・グノイス著, 大泉昭夫訳, 京都: 世界思想社.)
- Görlach, M. (1998) *An Annotated Bibliography of Nineteenth-Century Grammars of English,* Amsterdam: John Benjamins Publishing Co.
- Harris, J. (1994[1993]) *Private Lives, Public Spirit: Britain 1870-1914.* London: Penguin Books.
- Harrison, M. (1964) *Instant Reading: The Story of the Initial Teaching Alphabet.* London: Sir Isaac Pitman & Sons Ltd.
- Howatt, A. P. R. with H. G. Widdowson (2004) *A History of English Language Teaching.* 2nd. ed. Oxford: Oxford University Press.
- Howatt, A. P. R. and R. C. Smith (eds.) (2002) *Modern Language Teaching: the Reform Movement.* 5 vols. London: Routledge.
- Jones, E. (1879) *A Royal Commission on Spelling with Practical Suggestions Relating thereto,* London: F. Pitman & Co., Liverpool: The Argus Printing and Stationery Co. Limited.
- Kelly, J. (1981) "The 1847 Alphabet: an Episode of Phonotypy" in *Towards a History of Phonetics,* R. E. Asher and E. J. A. Henderson (eds) Edinburgh: Edinburgh University Press, pp.248-264.
- Lancaster, J. (1992 [1803]) *Improvements in Education.* London: Routledge/Thoemmes Press.
- Martineau, R. (1867) "The Common Sense of English Orthography" *TPS* 1867, pp.315-325.
- Michael, I. (1987) *The Teaching of English: from the Sixteenth Century to 1870.* Cambridge: Cambridge University Press.
- Morley, C. (1897) *Studies in Board Schools,* London: Smith, Elder, & Co.
- Müller, F. M. (1876) "On Spelling." *Fortnightly Review,* April 1876. pp.556-579.
- Murphy, J. J. (ed.) (2001) *A Short History of Writing Instruction: From Ancient Greece to Modern America.* 2nd. ed. New Jersey. Hermagoras Press.
- Philological Society (1881) *Partial Corections of English Spellings.*
- School Board for London (1878) *Report on the Methods of Teaching Reading.*
- Smith, F. (1931) *A History of English Elementary Education 1760-1902,* London: University of London Press.
- Spelling Reform. Report on the Conference and Public Meeting Held at the Rooms of the Society of Arts, Adelphi, London, Tuesday, May 29, 1877.* (1877) London: F. Pitman.
- Sutherland, G. (1973) *Policy-Making in Elementary Education 1870-1895,* Oxford: Oxford University Press.
- Sweet, H. (1874) *History of English Sounds.* Oxford : Clarendon Press.
- (1877) *Handbook of Phonetics.* Oxford : Clarendon Press.
- Tauber, A. (1958) *Spelling Reform in the United States.* Ph.D. dissertation submitted to Columbia University. 1857
- Whitney, W. D. (1874) "How Shall We Spell?" *Oriental and Linguistic Studies,* II, pp.180-201.
- Withers, G. (1872) *The Spelling Hindrance in Elementary Education.* Liverpool: J. Wollard.
- (1874) *The English Language Spelled as Pronounced.* Liverpool: J. Woollard.
- (1877) *Alphabetic and Spelling Reform, an Educational Necessity, Being the Introduction to*

"Lesson in English as Pronounced," Liverpool: J. Wollard.

邦文文献

- イ・ヨンスク (1996) 『「国語」という思想 近代日本の言語認識』 東京：岩波書店。
- 上田万年 (1894) 「欧州諸国に於ける綴字改良論」(『国語のため』 富山房, 増補版, 1897年 収録)
- 大田直子 (1992) 『イギリス教育行政制度成立史 パートナーシップ原理の誕生』 東京：東京大学出版会。
- 長志珠絵 (1998) 『近代日本と国語ナショナリズム』 東京：吉川弘文館。
- 小関隆 (編) (2000) 『世紀転換期イギリスの人びと アソシエーションとシティズンシップ』 京都：人文書院。
- 佐久間正夫 (1992) 「『公選制』 School Boardの成立過程-ロンドンSBの成立経緯と創設期の教育構想」
『教育論叢』 名古屋大学教育学研究科, 第35号。
- 松塚俊三 (2001) 『歴史のなかの教師：近代イギリスの国家と民衆文化』 山川出版社。
- 望田幸男・橋本伸也 (編) (2004) 『ネイションとナショナリズムの教育社会史』 京都：昭和堂。
- 『森有礼全集』 (1972) 全3巻, 大久保利謙編, 東京：宣伝堂書店。
- 柳治男 (2005) 『<学級>の歴史学』 東京：講談社。
- 山口美知代 (2002) 「ジェームズ・ピットマン卿の夢—『初期指導用アルファベット』 考案までの伝記的
スケッチ—」『京都府立大学学術報告 人文・社会』 第54号 pp.101-139。
- (2004) 「イギリス言語学会の綴字改革案 (1881) —国民教育とOED編纂の時代—」『京都府
立大学学術報告 人文・社会』 第55号. pp.53-104.
- (2005) 「綴字改革における『実験』：『初期指導用アルファベット (i.t.a.)』を中心に」『現代
英語談話会論集』 現代英語談話会 No.1. pp.129-146.
- 渡部昇一 (1975) 『英語学史』 東京：大修館。

(2005年10月3日受理)

(やまぐち みちよ 文学部助教授)